

令和7年度版 古賀市環境報告書

(令和6年度に講じた施策と環境の状況)



古賀市環境報告書について

古賀市では、「第3次古賀市環境基本計画」（令和6（2024）年3月策定）に基づき、「うみ・まち・さと・やまが 調和しながら共に育つ 環^わのまち こが」の実現のため、「自然環境」「生活環境」「気候変動」「資源循環」「環境意識と行動」の5つの環境分野ごとに環境目標を設定し、環境に関する取組を推進しています。

「第3次古賀市環境基本計画」の進行管理のため、「古賀市環境基本条例」第11条に基づき、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を、報告書にまとめて公表し、評価・点検を行っています。このたび、「令和7（2025）年度版 古賀市環境報告書」が完成しましたので、公表いたします。

－ 報告書の利用にあたって －

- 報告書の数値等は、令和6（2024）年度末のものを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

目次

1. 古賀市の概況.....	1
(1) 基本的条件	1
(2) 市政	2
2. 第3次古賀市環境基本計画の概要	3
(1) 計画の役割と位置づけ	3
(2) 計画の期間	4
(3) めざすべき環境の姿.....	4
(4) 計画の体系	5
(5) 計画の推進	7
3. 計画の進行管理における点検・評価方法	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 「指標と目標」による点検・評価方法.....	9
4. 環境目標ごとの進捗状況.....	10
(1) 令和6(2024)年度に行った新規取組.....	10
(2) 自然環境	11
(3) 生活環境	16
(4) 気候変動	33
(5) 資源循環	39
(6) 環境意識と行動.....	47
(7) 「指標と目標」の評価結果一覧	52
資料編	56
1. 用語解説	56
2. 古賀市環境基本条例	62
3. 第12期 古賀市環境審議会 委員名簿	68

1. 古賀市の概況

(1) 基本的条件

1) 位置

福岡県の北西部に位置し、福岡都市圏に属している古賀市は、平成9(1997)年10月に糟屋郡古賀町から市制施行により、古賀市となりました。南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

海岸線には、玄海国定公園に指定されている白砂青松が連なり、河川は、中川や大根川が流れ、西の玄界灘から中央に位置する平野、さらに犬鳴山系や立花山系など自然に恵まれた地域です。

2) 気候

古賀市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候です。令和6(2024)年の最高気温は32.3度、最低気温は1.8度となっており、年間降雨量は1860.0mmとなっています。

表1 気温の推移

年次	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和2年	35.6	-0.8	16.6	8.5	8.6	11.2	12.7	19.1	23.7	24.6	28.8	23.2	17.9	14.0	7.4
令和3年	36.0	-2.9	17.0	6.2	9.1	12.1	15.3	19.3	23.3	27.6	26.5	24.5	19.5	13.0	8.3
令和4年	37.2	-1.2	17.0	5.9	5.4	11.8	15.4	19.7	24.2	28.1	28.7	24.8	18.5	15.0	7.2
令和5年	37.4	-3.7	17.7	6.8	8.2	12.7	15.9	19.5	23.6	28.1	29.2	26.2	17.6	14.7	9.8
令和6年	32.3	1.8	18.4	7.8	9.3	11.0	17.0	19.4	23.4	29.3	29.9	28.1	21.3	15.2	9.0

※1～12月の数値については、各月の平均値を記載

(単位：℃)

※平均の数値については、1～12月の平均値を記載

(資料：粕屋北部消防本部「消防年報」)

表2 降雨量の推移

年次	総降雨量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和2年	1,831.0	134.0	70.5	149.5	82.5	123.0	250.0	691.5	37.5	184.0	47.0	21.0	40.5
令和3年	1,395.0	28.5	56.5	85.5	35.5	112.5	84.0	41.0	635.5	193.0	14.5	86.5	22.0
令和4年	1,019.0	18.0	12.5	91.5	114.5	25.5	98.5	89.0	214.0	242.5	52.0	34.0	27.0
令和5年	1,471.5	79.5	17.0	46.0	136.5	198.5	188.5	445.0	83.0	152.5	11.0	52.5	61.5
令和6年	1,860.0	75.0	162.5	166.5	169.0	110.0	189.5	221.5	248.0	99.0	122.0	264.5	32.5

(単位：mm)

(資料：粕屋北部消防本部「消防年報」)

1. 古賀市の概況

(2) 市政

1) 人口と世帯数

旧古賀町、小野村、青柳村が合併した昭和30(1955)年の人口は18,309人でしたが、令和2(2020)年の国勢調査では58,831人となっています。1世帯当たりの人数は、昭和30(1955)年は5.75人でしたが、令和2(2020)年には2.48人となっており、核家族化の進行が見られます。

令和7(2025)年3月末現在の総人口(住民基本台帳)は59,182人、世帯数は27,440世帯となっています。

2) 面積

令和2(2020)年の面積は42.07km²となっており、1km²当たりの人口密度は1,398.4人となっています。

表3 市政の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり人員 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
昭和30年	18,309	3,182	5.75	42.23	433.6
昭和35年	18,877	3,705	5.10	42.23	447.0
昭和40年	22,151	4,968	4.46	42.23	524.5
昭和45年	25,195	6,295	4.00	42.23	596.6
昭和50年	28,821	7,662	3.76	42.23	682.5
昭和55年	35,562	10,611	3.35	42.23	842.1
昭和60年	41,311	12,158	3.40	42.23	978.2
平成2年	45,725	13,963	3.27	42.11	1,085.8
平成7年	51,244	16,395	3.13	42.11	1,216.9
平成12年	55,476	18,573	2.99	42.11	1,317.4
平成17年	55,943	19,768	2.83	42.11	1,328.5
平成22年	57,920	21,517	2.69	42.11	1,375.4
平成27年	57,959	22,320	2.60	42.07	1,377.7
令和2年	58,831	23,708	2.48	42.07	1,398.4

(資料：国勢調査)

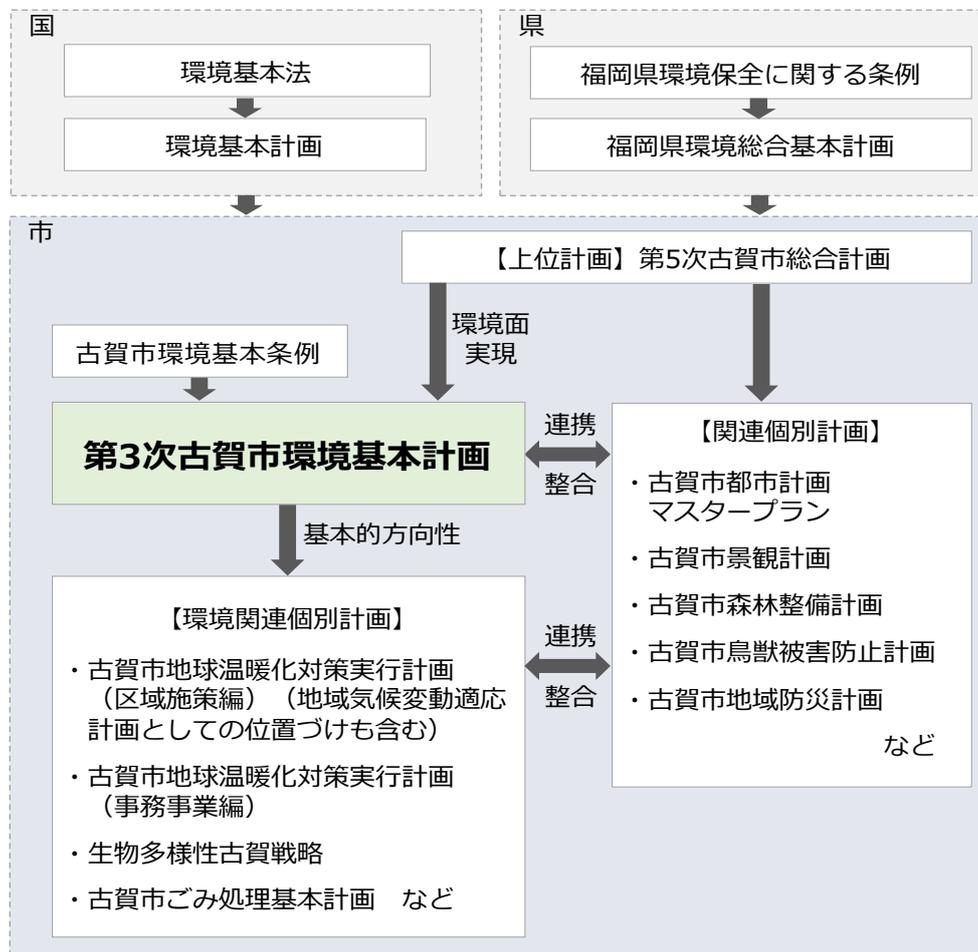
2. 第3次古賀市環境基本計画の概要

(1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、平成16(2004)年10月に制定された「古賀市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、また、「第5次古賀市総合計画」で掲げた都市イメージ「ひと育つ こが育つ」を環境面から実現することを目的としており、環境行政の最上位計画に位置づけられています。

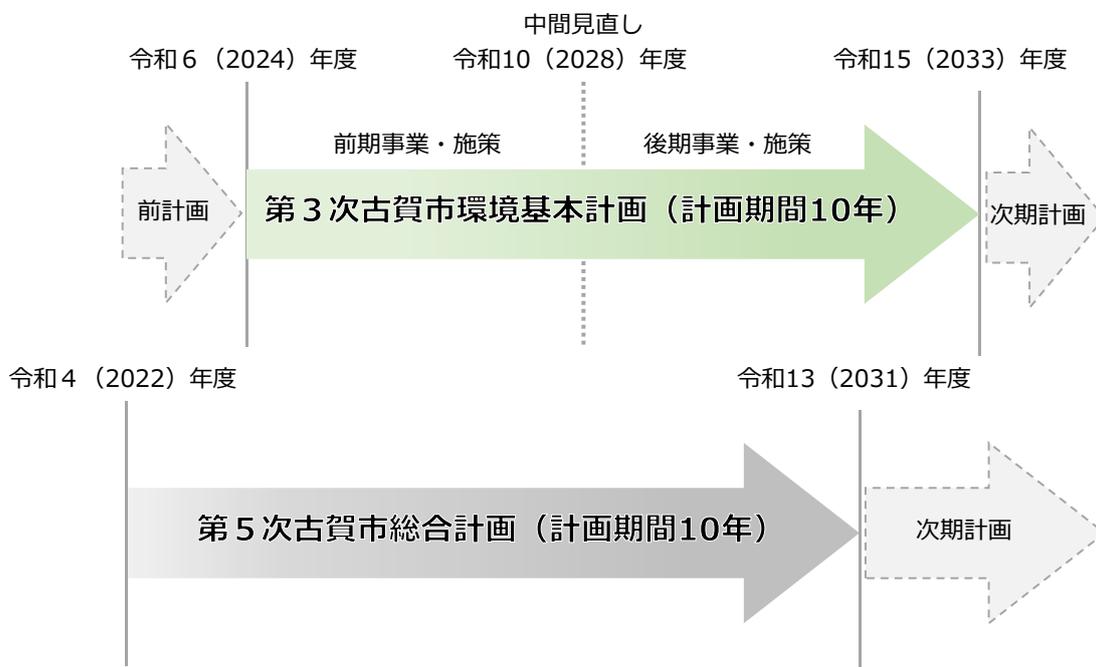
具体的には、環境面において、他の行政計画と連携・整合を図るとともに、市民、事業者、行政などの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取組について示しています。

なお、「古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」については、本計画に含めることにより一体的に推進するものとしています。



(2) 計画の期間

計画の期間は令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間です。中間年度にあたる令和10(2028)年度には前期事業・施策の進捗確認とともに見直しを行い、後期事業・施策を決定します。



(3) めざすべき環境の姿

**うみ・まち・さと・やまが
調和しながら共に育つ 環のまち ころが**

本市は、うみ (海岸部の海浜・松林)、まち (住宅・工場・商業などの市街地)、さと (田畑を中心とする里地里山地域)、やま (山林区域)がバランスよく構成されていることが特徴です。市民一人ひとりが環境保全に主体的に取り組むことによりこれらの調和を保つとともに、人と自然が共生しながら成長することができる「環のまち」をめざします。また、人と人だけでなく人と自然、人と地域の環を広げ、良好な関係を未来に引き継いでいくことをイメージして設定しています。

(4) 計画の体系

<p><環境像></p>	<p>「うみ・まち・さと・やまが調和しながら</p>
<p><共通テーマ></p>	<p>その1 人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現</p>



めざす環境像	分野別環境目標	施策の方向性
<p>うみ・まち・さと・やまが調和しながら共に育つ環^わのまちこが</p>	<p>自然環境</p>	<p>自然と共生し、自然の恵みを享受できるまち</p>
	<p>生活環境</p>	<p>安全・安心で快適に暮らせるまち</p>
	<p>気候変動</p>	<p>ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応したまち</p>
	<p>資源循環</p>	<p>4Rを推進するごみの少ないまち</p>
	<p>環境意識と行動</p>	<p>みんなが環境について考え、行動するまち</p>
		<p>1. 生物多様性の保全と再生</p> <p>2. 自然の恵みの持続的な享受</p> <p>3. 自然とのふれあいの確保</p>
		<p>1. 大気環境その他の保全</p> <p>2. 水質の保全</p> <p>3. 魅力ある景観・まちなみの保全</p> <p>4. 快適な生活環境の形成</p>
		<p>1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進</p> <p>2. 気候変動の影響に備える適応策の推進</p>
		<p>1. 家庭における4Rの推進</p> <p>2. 事業所における4Rの推進</p>
		<p>1. 環境に配慮した行動の促進</p> <p>2. 環境教育の充実</p> <p>3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化</p>

共に育つ 環^わのまち こが」

その2 ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性は一つ)の推進

施策	共通テーマ
(1)生息・生育・繁殖環境の保全 (2)外来種対策の推進 (3)有害鳥獣対策の推進	共通テーマ1 人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現 共通テーマ2 ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性は一つ)の推進
(1)森林の保全と活用 (2)松林の保全 (3)農地の保全と活用 (4)地産地消の推進	
(1)自然とのふれあいの場の保全 (2)自然とのふれあいの機会の創出	
(1)大気汚染に関する情報把握と周知 (2)自動車騒音の測定	
(1)水質の把握 (2)工場・事業場からの排水の適正管理 (3)汚水処理施設の整備	
(1)良好なまちなみの形成 (2)まちの美化の推進	
(1)環境に関するモラルの向上 (2)苦情・汚染等発生時の適切な対応 (3)ペット等の適正飼育	
(1)地球温暖化対策に関する基盤的対策 (2)再生可能エネルギー等、CO ₂ 排出ゼロのエネルギーへの転換 (3)エネルギー起源CO ₂ の削減対策	
(1)自然災害による被害の防止・軽減に関する取組の推進 (2)暮らしや健康への影響に関する適応策の推進 (3)自然環境や生態系の変化状況の把握・対応	
(1)4Rの普及促進 (2)ごみの減量の推進 (3)資源化の推進	
(1)ごみの減量と資源化の推進	
(1)環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発 (2)ワンヘルスを意識した行動の促進 (3)多様な主体による環境美化活動の促進	
(1)学校における環境教育への支援 (2)多様な主体への学習の場の提供 (3)環境教育を行う担い手の育成	
(1)古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)との連携による環境保全活動の推進 (2)多様な主体が交流する機会の創出	

(5) 計画の推進

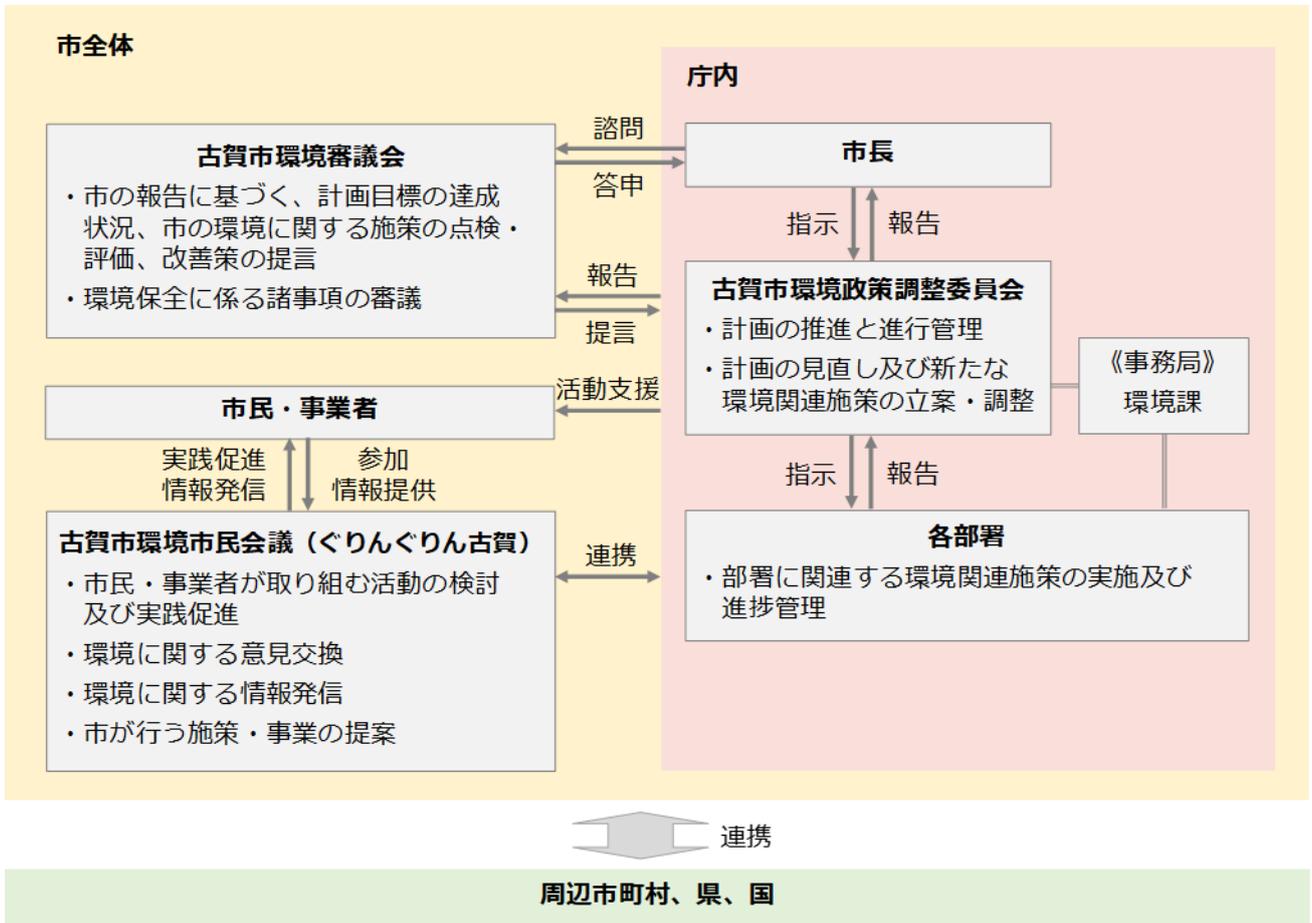
1) 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、多くの人々が参加し、取組を進めていく必要があります。

そこで、本市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるための庁内の組織体制、及びより多くの人々が取組に参加するための市民参加の推進体制を確立します。

具体的には下図に示すとおり、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、庁内での施策・取組を検討する組織である「古賀市環境政策調整委員会」、本市と連携した取組を推進するネットワーク組織「古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）」や市民・事業者などが協力しながら計画を推進していきます。

庁内においては各部署間での連携・協力のもとで環境関連施策を推進するとともに、広域的あるいは地球規模の視点での取組が必要な事項については、他の地方公共団体や国などとも情報共有し、連携しながら進めていきます。

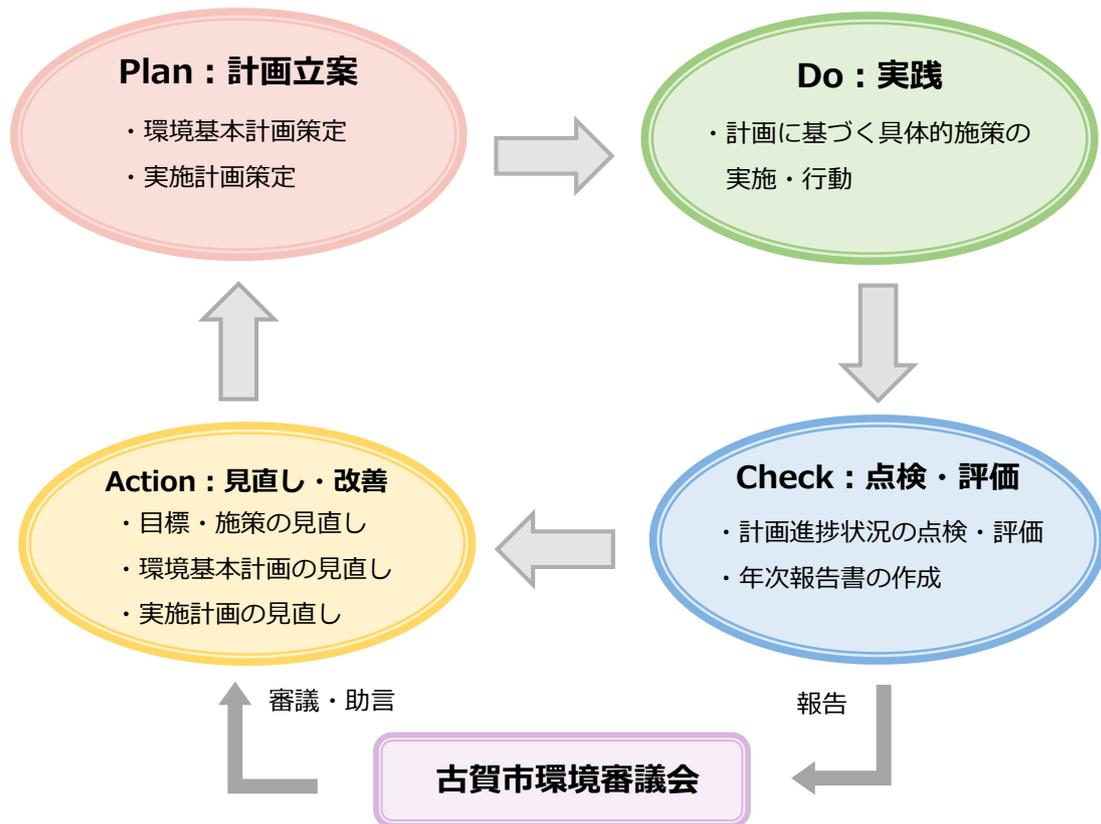


- ※古賀市環境審議会 : 識見者、公共的団体の代表、公募市民などにより構成される市長の諮問機関
- ※古賀市環境政策調整委員会 : 庁内の関係部長、課長による委員会
- ※古賀市環境市民会議 : 市民・ボランティア団体・事業者・行政などによる協働ネットワーク

2) 計画の進行管理

計画の目標や市が行う環境関連施策の点検・評価、見直し・改善を行うとともに、それらが適切に行われているかのチェックをPDCAサイクルで行います。さらに、その結果を古賀市環境審議会が点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

また、計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取組に活かしていくために、年次報告書「古賀市環境報告書」を作成し、公表します。



3. 計画の進行管理における点検・評価方法

(1) 基本的な考え方

計画の進行管理は、基本的取組を進めることにより到達すべき目標を設定している「指標と目標」を用いて行います。

「指標と目標」には、目標が数値となっている指標と、数値となっていない指標がありますが、計画の点検・評価においては、どちらの指標も評価を行います。

(2) 「指標と目標」による点検・評価方法

1) 目標が数値の指標

目標が数値の指標については、目標値に対する実績値の達成状況に応じて、表4.1のとおり3段階で評価します。

表 4.1 目標が数値の指標の評価区分

評価	目標値に対する実績値の達成状況
★★★	達成
★★☆	維持 もしくは 好転
★☆☆	悪化
-	毎年度の数値が把握できない

2) 目標が数値以外の指標

目標が数値以外の指標については、目標に対する実績の達成状況に応じて、表4.2のとおり3段階で評価します。

表 4.2 目標が数値以外の指標の評価区分

評価	目標に対する実績の達成状況
★★★	達成
★★☆	維持
★☆☆	悪化

4. 環境目標ごとの進捗状況

(1) 令和6(2024)年度に行った新規取組

① 学校教育活動へのビオトープの活用推進

毎年5年生が中心となって取り組んでいるビオトープの保全活動では、令和6(2024)年度、専門家や地域の大人と一緒に「ビオトープサミット」を開き、子どもたちの意見をもとに観察台や橋のリニューアルを行いました。

自然とふれあいながら環境を自分たちの手で整える体験を通して、子どもたちは主体性や協働の力を育みました。

こうした継続的な取り組みが評価され、全日本学校関係緑化コンクールで賞を受賞しました。



② クーリングシェルターの指定

熱中症の危険性が極めて高い暑さから市民の健康を守るため、市内6施設を気候変動適応法第21条の規定によりクーリングシェルターとして指定しました。

クーリングシェルターは国からの熱中症特別警戒アラート発表時にあらかじめ公表されている開放可能日等において暑さをしのぐ場所として開放されます。

③ 食育推進事業

小学2年生や親子を対象とした給食センター見学の実施、食に関する「食育たより」や「校内放送原稿」の作成などを実施しました。こうした食育活動を通じて、地元農産物の紹介や食べ残しをできるだけ減らすよう進めてきました。

給食の食べ残しについては、リサイクルシステムを活用し、堆肥化したものを学校や地元農家へ譲り有効活用しました。



4. 環境目標ごとの進捗状況

(2) 自然環境

-自然と共生し、自然の恵みを享受できるまち-

本市のすばらしい自然を、より良い姿で次世代に引き継いでいくために、市民・事業者などと連携しながら自然環境の保全に努めるとともに、人と自然とのふれあいを確保・促進します。

また、私たちと自然環境のお互いがもたらす恩恵の相乗効果により、人と自然が共生・調和するまちをめざします。

(取組の方向性)

(施策)

1-1 生物多様性の保全と再生	(1) 生息・生育・繁殖環境の保全
	(2) 外来種対策の推進
	(3) 有害鳥獣対策の推進
1-2 自然の恵みの持続的な享受	(1) 森林の保全と活用
	(2) 松林の保全
	(3) 農地の保全と活用
	(4) 地産地消の推進
1-3 自然とのふれあいの確保	(1) 自然とのふれあいの場の保全
	(2) 自然とのふれあいの機会の創出

1-1. 生物多様性の保全と再生

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
市内の代表的な自然環境における保全活動の実施回数	8回 (2018~2022年度の平均値)	29回	10回以上	★★★

2) 令和6年度の取組

(1) 生息・生育・繁殖環境の保全

① 代表的な自然環境の保全

ぐりんぐりん古賀との共働により、生物多様性の観点から重要な地域である千鳥ヶ池、薬王寺水辺公園の保全活動を行うとともに、生物多様性保全の視点も踏まえた、大根川一斉清掃の活動を行いました。重要地域の保全活動にあたっては、多様な主体と連携を取りながら取り組んでいます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

②舞の里小学校ビオトープの保全及び活用推進

5年生の総合的な学習の時間において、児童たち自らビオトープの環境整備を行いました。また、地域・家庭・児童にどのようにしてビオトープの大切さや水生生物のことを周知・啓発していくのか、児童が課題を設定し、情報収集して得た情報を整理・分析しました。さらに、地域のビオトープを守っておられる方々とともに、ビオトープ周辺の植物の保全活動や、外来種の浮草の繁殖防止のための保全活動を行いました。

加えて、令和6年度は、専門家の意見も取り入れながら、子どもと大人と一緒に「ビオトープサミット」を開いて話し合いを重ねました。その中で出された子どもたちの願いを実現するために、観察台や橋のリニューアルを行うなど、長く親しまれるビオトープになるよう環境整備を進めました。

今後も児童が自ら考えた課題に取り組んだり、水生生物の維持のための活動を行っていきます。



舞の里小学校ビオトープ保全活動

③薬王寺水辺公園内のビオトープの保全及び活用推進

ぐりんぐりん古賀会員で、鯉やアメリカザリガニの駆除活動を行い、アメリカザリガニは8匹、鯉は14匹捕獲しました。引き続き、水辺環境の保全を実施し、希少な野生生物の保護に取り組んでいます。

④千鳥ヶ池の保全活動

ぐりんぐりん古賀との共働委託により、千鳥ヶ池における生態系保全事業を実施し、アカミミガメ8匹捕獲と、ツクシオオガヤツリの保全活動を行いました。引き続き、水辺環境の保全を実施し、希少な野生生物の保護に取り組んでいます。



千鳥ヶ池の保全活動

⑤希少な野生生物の保全

ぐりんぐりん古賀との共働委託により、市内の生きもの調査を行い、報告書を小・中学校に配布しました。また、まつり古賀やKOGA環境ひろばなどといったイベントでの情報発信や、ぐりんぐりん古賀ホームページでの情報発信、環境課窓口での情報提供を続けています。

(2) 外来種対策の推進

①外来種対策の推進

令和6(2024)年度は、ぐりんぐりん古賀との共働委託により、千鳥ヶ池の保全活動を行い、アカミミガメを8匹捕獲しました。また、「古賀市アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマを市内で14個体回収しました。捕獲従事者を養成するための県や市主催の防除講習会を受講した6名に対して、捕獲従事者証を交付し、防除意識の喚起や対策に効果的な施策を展開しました。

(3) 有害鳥獣対策の推進

①野生鳥獣の適正な管理と駆除

粕屋郡猟友会古賀支部によりイノシシ・シカ等の有害鳥獣捕獲を行いました。猟友会の高齢化が進み担い手が不足しているため、今後は人材の確保が必要です。

4. 環境目標ごとの進捗状況

3) 今後の取組

ぐりんぐりん古賀との共働や猟友会との連携により適正な環境保全活動を継続して行います。また、多様な主体との連携や、共働による様々な取組も実施していきます。今後も様々な主体とのネットワークづくりを推進し、侵略的外来種防除などの課題にも対応できるよう取り組んでいきます。

1-2. 自然の恵みの持続的な享受

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
森林施業面積	72.14ha (2018~2022年度の累計値)	22.63ha	増加 (2018年度以降の累計値)	★★★
耕地面積	446ha (2022年度実績)	438ha	現状維持	★☆☆

2) 令和6年度の取組

(1) 森林の保全と活用

①森林の保全

森林所有者の意向を確認し、「荒廃森林整備事業」として間伐(22.63ha)を行いました。また、「水源涵養森林整備事業」として除伐(1.3ha)を行いました。

引き続き森林所有者の意向を確認しながら、現地調査及び間伐等を実施していきます。

②竹林対策

荒廃竹林対策について、竹の利活用等も含めた検討を行いました。現状では有効な方法が見つかりませんでした。竹の処分料が膨大なため、今後も有効策を調査・研究していく必要があります。

(2) 松林の保全

①松林の保全

薬剤地上散布(32.91ha)、枯損木の伐倒駆除(658本)、薬剤の樹幹注入(408本)を行いました。また、ボランティア団体(3団体)による松葉・松枝の収集が行われ、松林の環境が維持されました。



海岸部松林の薬剤地上散布

(3) 農地の保全と活用

①遊休農地の解消

古賀市農業再生協議会において、草刈り機の貸し出しを行い、農地の適正な保全管理に寄与しました。高齢化や離農のため管理がされなくなる恐れのある農地について、農地中間管理機構などを通じて、担い手への農地の貸し借りのあっせん等を行いました。

4. 環境目標ごとの進捗状況

②新規就農者の育成

市が認定した青年等就農計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して、就農直後の早期の経営確立を支援する「農業次世代人材投資資金」や「新規就農者育成総合対策経営開始資金」を交付しました（7経営体）。また市の農業者支援会議を開催し、関係機関とともに農地の確保等、農業技術の習得など就農までの一連の相談に対応しました。

③認定農業者の支援

市の認定農業者で組織する「古賀市認定農業者協議会」が行う会員向けの研修会や消費者交流会等の開催を継続的に支援しました。また比較的規模が大きい担い手に対する農業用設備・機械の導入補助金の拡充を図ることで、将来の担い手となる農業者の安定的な農業経営をさらに支援していきます。

④農業用施設の継続的な維持補修

11農区34箇所の維持補修工事を実施しました。（水路補修21箇所、農道補修10箇所、井堰補修1箇所、他2箇所）

今後も継続して農業用施設の老朽状況の把握に努めていくとともに、維持補修工事を実施していきます。

⑤スマート農業技術の普及

小野地区において、スマート農業技術を活用したリモコン草刈機や農業用センサの活用に向けた試行実証を行い、農業経営の効率化や省力化について検討しました。

(4) 地産地消の推進

①地産地消の推進

コスモス館における農産物販売を通年で行いました。今後の課題として、消費者に対するコスモス館での農産物販売について、積極的なPR活動が必要であることから、新たなPR方法等の検討を、コスモス広場利用組合と協議していきます。

加えて、JA かすや、地元農家、市農林振興課などと連携し、学校給食において地元農産物を取り入れられるよう進めてきました。野菜の納品に関してのさまざまな課題がありますが、今後もできるだけ地産地消の割合が増えるよう取り組んでいきます。



地元農産物を販売するコスモス館

3) 今後の取組

農地の保全と有効活用のため、農業施設については適正な機能が発揮されるよう維持管理を継続していくとともに、地産地消の拠点であるコスモス館においては管理運営の継続や新たなPR方法等の検討、新規就農者への効果的な支援の検討や相談対応を継続し、農業者の育成・確保に向けた支援に取り組んでいきます。

森林の活用については、荒廃竹林対策について他の団体等と連携しながら検討を継続します。

また、松くい虫対策となる薬剤の散布や樹幹注入事業、ボランティア団体との定期的な協議や支援を継続することで、森林や松林を保全し、多面的機能の維持・発揮を図ります。

1-3. 自然とのふれあいの確保

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
生き物とふれあう講座、学習会等の参加人数(延べ)	207人 (2020~2022年度の平均値)	251人	250人以上	★★★

2) 令和6年度の取組

(1) 自然とのふれあいの場の保全

① 都市公園の整備・維持管理

草刈り・剪定作業等を実施しました。今後も積極的に間伐・除伐を実施し、公園として管理をする必要があります。

② 大根川親水空間の保全及び活用推進

大根川親水空間の維持管理及び環境学習を実施するために、草刈り作業を行いました。

(2) 自然とのふれあいの機会の創出

① 生物多様性に関する普及啓発

ぐりんぐりん古賀との共働により、市民向けに年2回の生き物観察会を計画し、令和6(2024)年中は10月5日に中流で観察会を実施しました。当日は10名が参加しました。新たな取り組みとして、参加者がスマートフォンを使用して生きものの写真と位置情報をGISに投稿してもらいました。これらの活動を通じて、大根川の親水空間に関わる人々の輪を広げていくことを目指していきます。



大根川親水空間の授業で観察した生きもの

② 学校教育における人材育成

古賀東小学校、花鶴小学校の4年生を対象に総合的な学習の時間の一環として、環境学習を開催しました。児童たちに実際に川に入り生き物を収集することで、市内の自然や生き物たちへの理解を深め、自然への興味・関心を高める機会をつくりました。

3) 今後の取組

都市公園や大根川親水空間において、草刈り・剪定・間伐・除伐などの維持管理作業を継続して行い、自然とのふれあいの場を適切に保全していきます。

また、ぐりんぐりん古賀や各小学校と連携・協力し、地域住民が自然や生き物と関わり理解を深める機会をつくり、大根川においては、地域住民をはじめ、多様な主体が関わりながら、いい川を自分達で作っていく雰囲気を醸成していきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(3) 生活環境

-安全・安心で快適に暮らせるまち-

人間の活動による環境への負荷を減らし、安全・安心に暮らせるまちをめざすとともに、市民一人ひとりへ環境に配慮した行動の普及啓発を行い、古賀市らしいまちなみ・景観を守ることで、快適な生活環境の形成をめざします。

(取組の方向性)

(施策)

2-1 大気環境その他の保全	(1) 大気汚染に関する情報把握と周知
	(2) 自動車騒音の測定
2-2 水質の保全	(1) 水質の把握
	(2) 工場・事業場からの排水の適正管理
	(3) 汚水処理施設の整備
2-3 魅力ある景観・まちなみの保全	(1) 良好なまちなみの形成
	(2) まちの美化の推進
2-4 快適な生活環境の形成	(1) 環境に関するモラルの向上
	(2) 苦情・汚染等発生時の適切な対応
	(3) ペット等の適正飼育

2-1. 大気環境その他の保全

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
環境基準 (PM2.5) の達成※ 長期基準 (年平均)	12.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2019~2021年度 の平均値)	9.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2023年度 実績)	環境基準値以下 (1年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で	★★★
環境基準 (PM2.5) の達成※ 短期基準 (98%目に該当する日 平均値)	29.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2019~2021年度 の平均値)	20.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2023年度 実績)	あり、かつ、 1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	★★★
道路交通騒音の環境基準達成 率	98.2% (2020~2022年度 の平均値)	99.4%	100%	★★☆

4. 環境目標ごとの進捗状況

※環境基準(PM2.5)の達成については、県の公表データを用いているため、2023年度分の数値が直近の実績となります。

《参考:福岡県「令和6年版環境白書」》

	調査路線数	達成率 90~100%の路線数
環境基準達成状況(自動車騒音)	1,399 路線(2023年度)	1,168 路線(2023年度)

2) 令和6年度の取組

(1) 大気汚染に関する情報把握と周知

① 大気汚染に関する情報把握と周知

令和6(2024)年度は微小粒子物質(PM2.5)に対する注意喚起及び光化学オキシダント注意報の発令はありませんでした。注意喚起等が発令された場合は、市役所閉庁時でも迅速に対応する必要があることから、今後も県が発表する測定値を注視しながら、事前に測定した対応マニュアルに従い適切な対応をしていきます。市が把握していないイベント等が行われていた場合でも、その参加者に対して周知ができるよう、市ホームページ・メール等でも周知を行っていきます。



国道3号鹿部交差点の大気汚染常時監視測定局(自動車排出ガス測定局)

(2) 自動車騒音の測定

① 自動車騒音の測定

令和7(2025)年1月に2路線(古賀停車場線、町川原赤間線)において騒音測定を実施しました。環境基準達成状況は総戸数349戸に対して昼夜とも基準以下349戸、昼のみ基準以下が1戸、昼夜とも基準値超過が1戸でした。

3) 今後の取組

光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)について、県から発令される注意喚起等の各種情報を注視し、警戒情報等が発令された場合には対応マニュアルに従い、必要な処置を速やかに実行します。

また、自動車騒音の測定については、今後も騒音規制法に基づき測定を実施し、結果に応じて関係機関と連携して対策を講じていきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

4) 大気環境に係る資料

近年、人体に影響を与える可能性がある微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントなど大気汚染に関する市民の関心も高くなっています。古賀市においては、平成29（2017）年度までは一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに未設置でしたが、平成30（2018）年度に国道3号鹿部交差点付近に福岡県の自動車排出ガス測定局が設置され、PM2.5も測定されています。

ア 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1の大きさ）以下の小さな粒子のことをいい、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

福岡県では、平成29（2011）年7月27日に福岡・北九州地域において、PM2.5の注意喚起が発表されました。3月から5月にかけて数値が高くなる傾向にあることから、この期間は特に注意が必要です。

表5 福岡県における微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起発令基準及び対応方法

		注意喚起発令基準及び対応方法
福岡県	午前中の判断	同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5～7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
	午後からの活動に備えた判断	同一地域内の1測定局でも午前5時～12時の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
古賀市の対応		県からの情報提供を受け、注意喚起を実施。

※県内を4地域（北九州・福岡・筑後・筑豊）に分け、地域毎に注意喚起を実施。

（資料：福岡県・環境課）

表6 大気汚染常時監視測定局における測定結果（微小粒子状物質（PM2.5））

測定地点	福岡（古賀）		
	年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
令和元年度	$12.0\mu\text{g}/\text{m}^3$	0日	0.0%
令和2年度	$12.9\mu\text{g}/\text{m}^3$	5日	1.4%
令和3年度	$12.0\mu\text{g}/\text{m}^3$	0日	0.0%
令和4年度	$11.9\mu\text{g}/\text{m}^3$	3日	0.8%
令和5年度	$9.4\mu\text{g}/\text{m}^3$	1日	0.3%

（資料：令和6年度版公害関係測定結果 福岡県）

4. 環境目標ごとの進捗状況

イ 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物、炭化水素及び揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こすことによって生成される物質をいいます。光化学オキシダントがある濃度以上になると、目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあるため注意が必要です。

古賀市においては、令和元（2019）年度（令和元年5月24日）に注意報が発令されましたが、令和6（2024）年度の発令はありませんでした。

表7 光化学オキシダント注意報発令基準及び対応について

	注意報発令基準及び対応
福岡県における注意報発令基準	注意報……1時間値 0.12ppm 以上で継続するおそれがある場合 警報………1時間値 0.24ppm 以上で継続するおそれがある場合 重大警報…1時間値 0.40ppm 以上で継続するおそれがある場合 ※古賀市への発令については、古賀市周辺の観測所の数値等をもとに県が判断する。
古賀市の対応	県からの情報提供を受け、注意喚起を実施。

（資料：福岡県・環境課）

表8 大気汚染常時監視測定局における測定結果（光化学オキシダント）

測定地点	福岡（香椎）			宗像		
	昼間の1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数	
令和元年度	0.038 ppm	2日	4時間	0.033 ppm	2日	2時間
令和2年度	0.038 ppm	0日	0時間	0.040 ppm	0日	0時間
令和3年度	0.039 ppm	0日	0時間	0.040 ppm	0日	0時間
令和4年度	0.039 ppm	0日	0時間	0.037 ppm	0日	0時間
令和5年度	0.037 ppm	0日	0時間	0.037 ppm	0日	0時間

※昼間とは5時から20時までの時間帯。

（資料：令和6年度版公害関係測定結果 福岡県）

4. 環境目標ごとの進捗状況

ウ 微小粒子状物質 (PM2.5)、光化学オキシダントの注意報等を知るには

福岡県から注意報等が発令されたときは、古賀市においても防災行政無線、防災メール、市ホームページ等で市民の方へお知らせします。

福岡県防災メール・古賀市防災メールの登録について

PM2.5 注意報および光化学オキシダント注意報等の情報を福岡県防災メールおよび古賀市防災メールで配信しています。注意報発令時には、すぐに情報の収集を行うことができます。

- ・福岡県防災メール：mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp
- ・古賀市防災メール：bousai.koga-city@raiden.ktaiwork.jp



古賀市防災メールの詳細はこちら
(古賀市ホームページ)

上記のメールアドレスに空メールを送信してください。登録用サイトのアドレスが添付されたメールが届きます。必要な情報(メールアドレス、お住まいの地域、配信種別等)を入力し、送信すると登録が完了します。

2-2. 水質の保全

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
河川・海域における水質の環境基準達成率	96.3% (2020~2022年度 の平均値)	100%	100%	★★★
汚水処理人口普及率	98.43% (2022年度実績)	99.2%	100%	★★☆

《参考：福岡県「令和6年版環境白書」》

	測定調査地点数	達成率
環境基準達成状況(筑前海流入河川)	15地点(2023年度)	80.0%(2023年度)

2) 令和6年度の取組

(1) 水質の把握

① 市内河川水質調査

大根側水系及び中川水系の9地点において水質調査を実施しました。BOD(生物化学的酸素要求量)75%について令和6(2024)年度は超過している地点は0箇所でした。今後も水質調査を継続し、水質状況の把握に努めます。なお、福岡県においても環境基準点における河川水質調査が行われています。

② 海水域水質調査

令和6(2024)年5月に海水域水質調査を実施し、水浴場水質判定基準は、4箇所の調査地点である北花見海岸、花見海岸・水再生センター裏側、古賀西小学校裏側のすべてにおいて「可」という結果でした。

③ 地下水水質調査

上水道未整備地域における水質状況把握のため、市内11行政区で家庭用飲用井戸について水質調査を実施しました(対象井戸については、上水道未整備世帯100世帯につき1世帯の割合で行政区長が選定)。調査により不適項目が検出された井戸の所有者に対しては、改善対策について通知を行いました。継続的な水質調査により、面的な水質状況の把握に努め、面的に異常が見られた場合は、宗像遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所と共に原因を究明していきます。

(2) 工場・事業場からの排水の適正管理

① 事業場排水検査の実施

排水量が多い事業場や水質の悪化の可能性が懸念される事業場(15箇所)からの排水について、水質検査を2回実施し、15箇所の内4箇所の事業場が水質基準を満たしていないことが判明しました。4事業場については、水質の検査結果及び改善について指導を行いました。COD(化学的酸素要求量)やノルマルヘキサン抽出物質含有量等の水質基準が適応されない日平均排水量が50m³未満の事業場について、悪質な排水が続けば下水道管路閉塞等が懸念されるため、水質の検査を実施し注意喚起を行う必要があります。

(3) 汚水処理施設の整備

① 合併処理浄化槽補助金の交付

「合併処理浄化槽設置補助」を実施し、補助金申請時等に管理者に対し、浄化槽設置後の適正な維持管理について説明を行いました。公共下水道及び農業集落排水事業計画区域以外については「合併処理浄化槽設置補助」を継続するとともに、設置者に対し浄化槽の適正な維持管理の説明を行っていきます。

② 市内下水道施設の整備

公共下水道事業では、新たな汚水排出源への対応として、青柳地区の管渠整備を行いました。また、処理区域内の接続を促すために対象者へ通知するとともに「水洗便所改造奨励金」の周知を行いました。

今後も引き続き市内全域の水洗化に向け、汚水処理構想等に基づき、効率性を踏まえつつ計画的な整備を行っていきます。

3) 今後の取組

今後も、水質調査を継続し、水質状況の把握に努め、問題が認識されれば、原因除去及び被害拡大防止に努めていきます。また、公共下水道、農業集落排水については、引き続き市内全域の水洗化に向け、汚水処理構想等にもとづき、効率性を踏まえつつ計画的に整備を行っていくとともに、奨励金制度・事業説明会による水洗化率

4. 環境目標ごとの進捗状況

向上に努めます。その他の地区については、合併処理浄化槽補助金事業により水洗化を促すとともに、古賀水再生センターにおける有害物質の流入を防ぐため、定期的な事業場排水検査を実施していきます。

4) 河川水質に係る資料

ア 環境基準点の水質

古賀市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋の地点についてはA類型に、花鶴橋の地点についてはB類型に指定されています。

環境基準点の水質(BOD)は、石ヶ崎橋の地点において環境基準を超過していたため、今後も継続して注視していく必要があります。なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

表9 環境基準点における水質調査結果(BOD)

類型	水系	調査地点	測定値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A	大根川水系	大根川橋	75%値(mg/l)	1.1	1.0	1.3	1.2	1.1
			適否	○	○	○	○	○
		石ヶ崎橋	75%値(mg/l)	2.1	1.9	2.5	2.3	2.2
			適否	×	○	×	×	×
B		花鶴橋	75%値(mg/l)	1.4	1.8	2.0	2.0	1.7
			適否	○	○	○	○	○

※福岡県にて調査を実施している。

(資料：令和6年度公共用水域水質測定結果 福岡県)

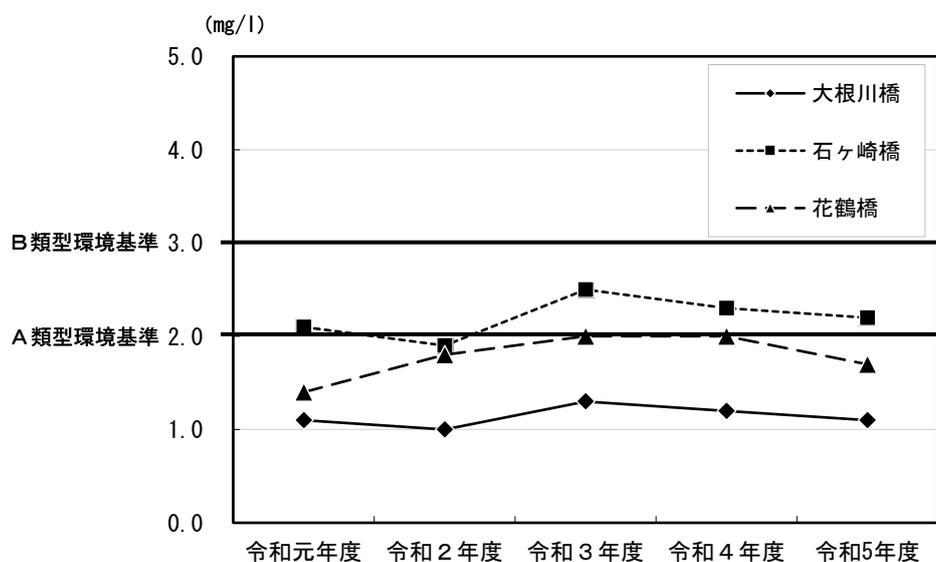


図1 環境基準点における水質調査結果(BOD)

4. 環境目標ごとの進捗状況

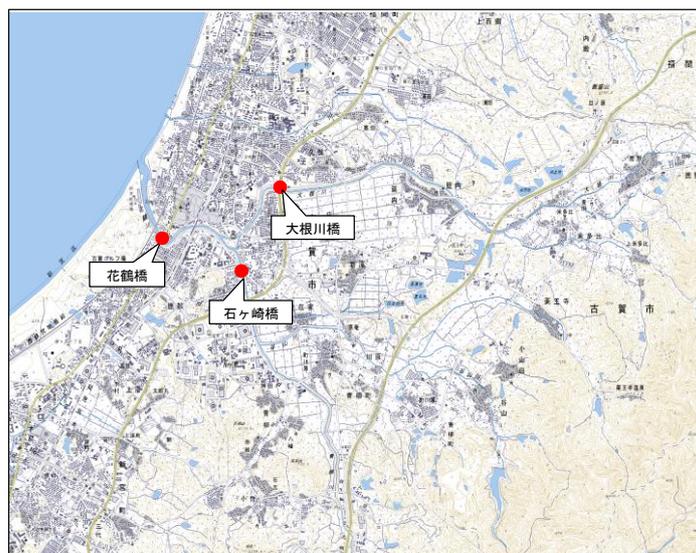


図 2 福岡県河川水質調査地点位置図

(資料：環境課)

表 10 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A 類型	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B 類型	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下

(資料：環境課)

4. 環境目標ごとの進捗状況

イ 古賀市内河川水質調査

生活排水などが河川に流れ込むことによる河川水質への影響を経年的に把握するため、古賀市内に位置する2つの2級河川の定点9箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。

令和6(2024)年度調査においては、大腸菌数が3箇所環境基準値を超過しましたが、他の項目については環境基準値内になっています。

環境基準の見直しで新たに設置された大腸菌数に関しては、基準超過の理由として、生活雑排水や野生動物の糞便等の流入が考えられ、引き続き水質の状況に留意していく必要があります。

なお、中川水系では、環境基準の類型指定は行われていません。

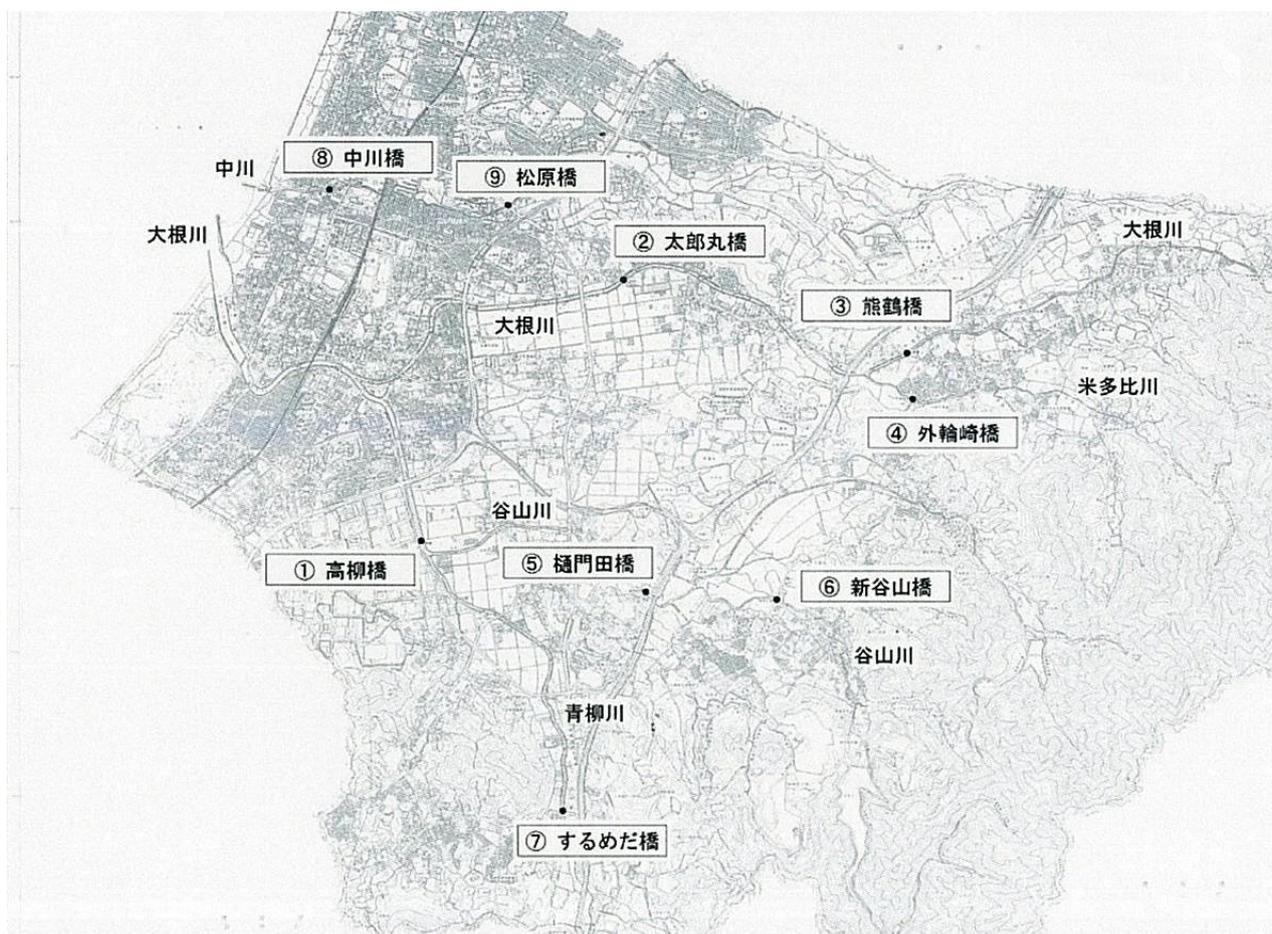


図3 河川水質調査地点位置図

(資料：環境課)

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 11 河川水質調査結果（令和6年度）

類型	調査項目		pH	BOD	SS	DO	大腸菌数	全りん	全窒素
	調査地点		(-)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(CFU/100ml)	(mg/l)	(mg/l)
A 類型	高柳橋	R6.5.21	8.1	0.9	7	10.0	100	0.210	1.60
		R6.9.18	8.0	0.5	2	7.8	100	0.180	1.40
		R6.12.2	7.8	0.6	4	9.2	280	0.110	2.10
		R7.2.14	7.8	1.5	2	10.0	240	0.250	2.70
		平均値	7.93	0.9	3.75	9.25	280	0.19	1.95
	太郎丸橋	R6.5.21	7.4	<0.5	<1	8.8	51	0.057	1.60
		R6.9.18	7.8	<0.5	1	7.6	160	0.071	1.30
		R6.12.2	7.4	<0.5	1	8.4	150	0.070	1.90
		R7.2.14	7.4	0.7	<1	11.0	1	0.031	2.00
		平均値	7.5	<0.5	<1	8.95	160	0.06	1.70
	熊鶴橋	R6.5.21	7.7	<0.5	2	8.6	11	0.039	1.20
		R6.9.18	7.8	<0.5	2	7.5	89	0.056	1.30
		R6.12.2	7.9	<0.5	2	11.0	110	0.033	1.50
		R7.2.14	7.9	0.9	<1	13.0	10	0.024	1.60
		平均値	7.83	<0.5	<1.75	10.03	110	0.04	1.40
	外輪崎橋	R6.5.21	7.8	0.9	6	8.8	280	0.150	1.50
		R6.9.18	8.0	0.5	<1	8.2	340	0.110	1.10
		R6.12.2	8.0	<0.5	1	9.5	94	0.150	1.60
		R7.2.14	8.1	0.8	1	13.0	190	0.093	1.50
		平均値	7.98	0.8	<2.25	9.88	340	0.13	1.43
樋門田橋	R6.5.21	8.0	1.7	5	9.6	27	0.041	0.97	
	R6.9.18	8.0	0.7	3	8.1	140	0.069	0.92	
	R6.12.2	8.0	0.5	4	9.0	240	0.056	1.20	
	R7.2.14	7.9	1.0	3	11.0	49	0.070	1.10	
	平均値	7.98	1.0	3.75	9.43	240	0.06	1.05	
新谷山橋	R6.5.21	8.1	1.8	5	9.7	32	0.029	0.94	
	R6.9.18	7.8	0.6	15	7.5	120	0.049	1.10	
	R6.12.2	7.9	0.6	20	9.0	260	0.061	1.30	
	R7.2.14	7.9	0.8	1	11.0	99	0.026	0.98	
	平均値	7.93	0.8	10.25	9.3	260	0.04	1.08	
するめだ橋	R6.5.21	8.0	2.0	5	9.4	2,800	0.220	2.60	
	R6.9.18	8.1	1.4	5	7.2	10,000	0.170	1.30	
	R6.12.2	7.9	1.6	2	9.2	3,900	0.190	2.30	
	R7.2.14	7.9	1.1	2	11.0	99	0.140	2.30	
	平均値	7.98	1.6	3.5	9.2	10,000	0.18	2.13	
類型指定なし	中川橋	R6.5.21	8.0	2.5	5	9.5	68	0.110	1.10
		R6.9.18	8.0	1.0	3	7.3	220	0.130	1.10
		R6.12.2	7.8	0.9	1	8.2	270	0.080	1.40
		R7.2.14	7.9	1.2	1	11.0	41	0.069	1.30
		平均値	7.93	1.2	2.5	9.0	270	0.10	1.23
	松原橋	R6.5.21	8.0	0.6	9	9.3	94	0.080	1.20
		R6.9.18	8.1	1.1	4	7.2	410	0.100	1.10
		R6.12.2	8.0	0.7	5	8.7	250	0.062	1.40
		R7.2.14	7.9	1.3	8	12.0	20	0.046	1.30
		平均値	8.0	1.1	6.5	9.3	410	0.07	1.25

※測定値は、小数点以下4桁の範囲内で設置し、有効数字を2桁とし3桁目を切り捨てる。また、平均値は3桁目を四捨五入し、有効数字を2桁とする。BODの平均値の欄は、75%値を記載している。また大腸菌数の平均値の欄は、90%値を記載している。

※全りん、全窒素については環境基準が設定されていない。

※なお、古賀市では生活環境項目の5項目（pH、SS、BOD、DO、大腸菌数）以外に全窒素、全りんの2項目についても測定しているため掲載している。

※中川橋、松原橋は環境基準の類型指定がない。

（資料：環境課）

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 12 河川水質（BOD）調査結果の推移－大根川水系（A 類型）－

調査地点	測定値等	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①高柳橋	75%値 (mg/l)	1.4	1.2	1.2	0.9	0.9
②太郎丸橋	75%値 (mg/l)	0.7	0.5	<0.5	0.5	<0.5
③熊鶴橋	75%値 (mg/l)	0.6	0.8	<0.5	0.7	<0.5
④外輪崎橋	75%値 (mg/l)	1.3	0.8	1.8	0.9	0.8
⑤樋門田橋	75%値 (mg/l)	0.9	0.8	0.7	0.8	1.0
⑥新谷山橋	75%値 (mg/l)	0.8	0.5	<0.5	0.7	0.8
⑦するめだ橋	75%値 (mg/l)	2.0	1.1	2.7	1.1	1.6

※ 2.7 の部分は環境基準(2.0mg/l)に適合しない。

※年間 4 回の調査の平均値（令和 5 年度の調査日は表 11 に記載）を記載している。

（資料：環境課）

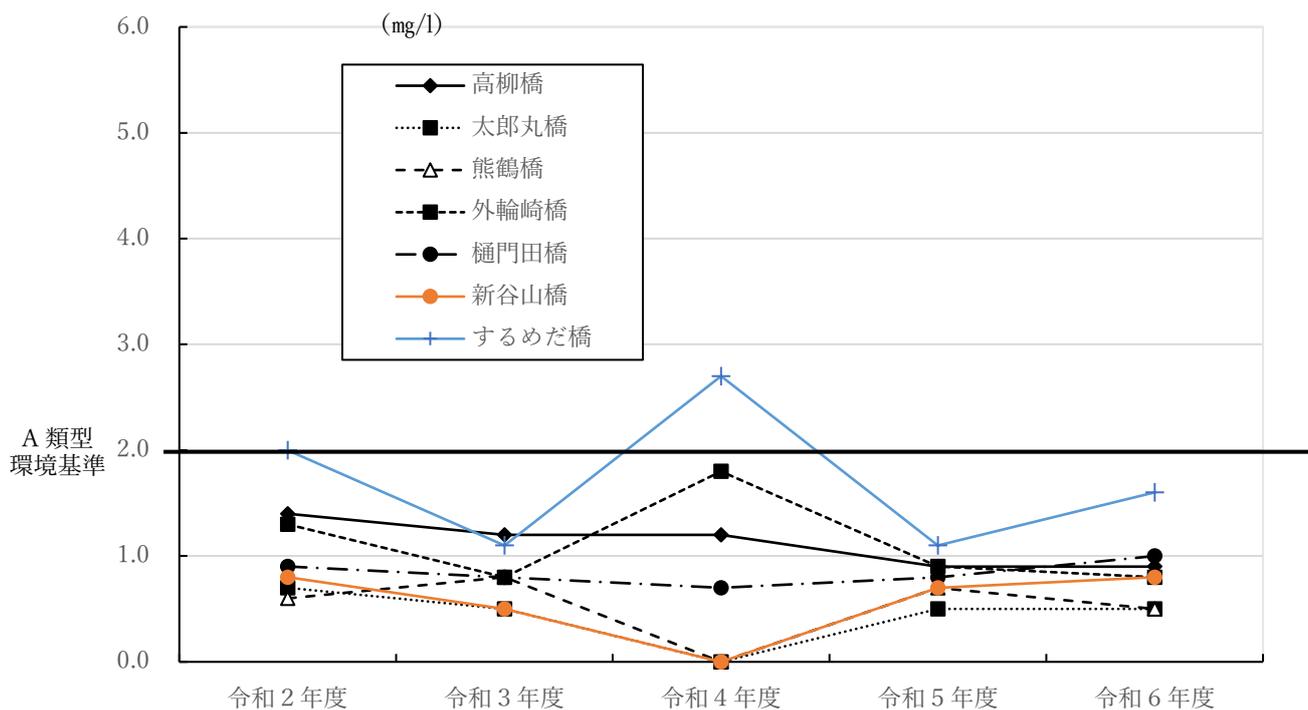


図 4 河川水質調査結果（BOD）－大根川（A 類型）－

（資料：環境課）

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 13 河川水質調査結果（BOD）－中川（類型指定なし）－

調査地点	測定値等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑧中川橋	75%値(mg/l)	0.8	1.2	0.7	0.7	1.2
⑨松原橋	75%値(mg/l)	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1

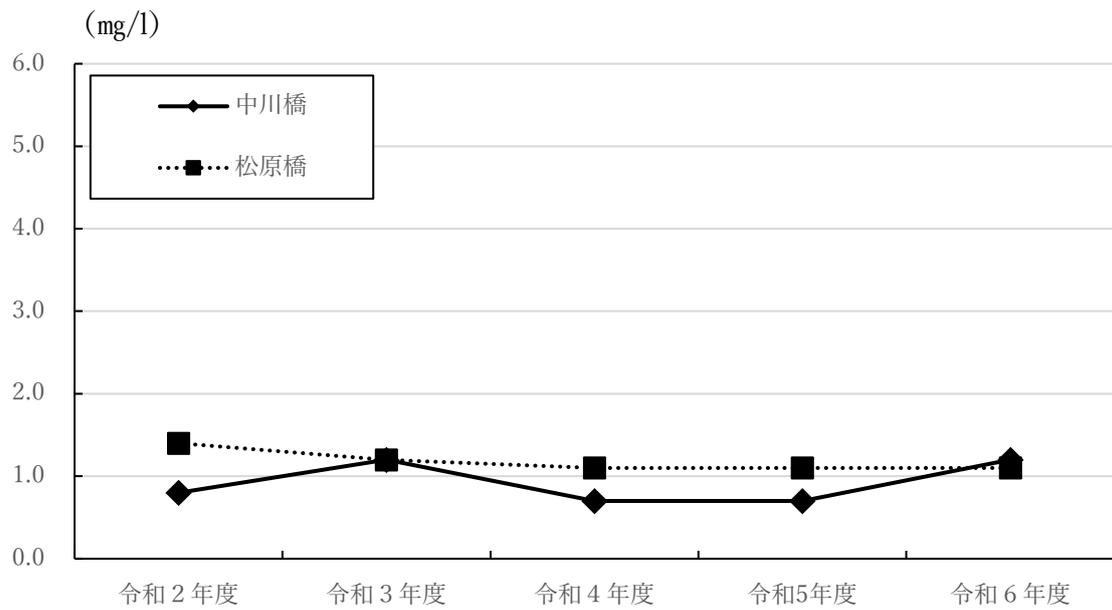


図 5 河川水質調査結果（BOD）－中川（類型指定なし）－

4. 環境目標ごとの進捗状況

5) 海水域水質に係る資料

生活排水及び工場排水の流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が流入する海水域の4箇所の定点において、午前と午後の2回、海水水質7項目の調査を実施しています。

令和6(2024)年5月20日に実施した調査の結果、4箇所すべての水質は、環境省が定める水浴場水質判定基準において「可」となりました。

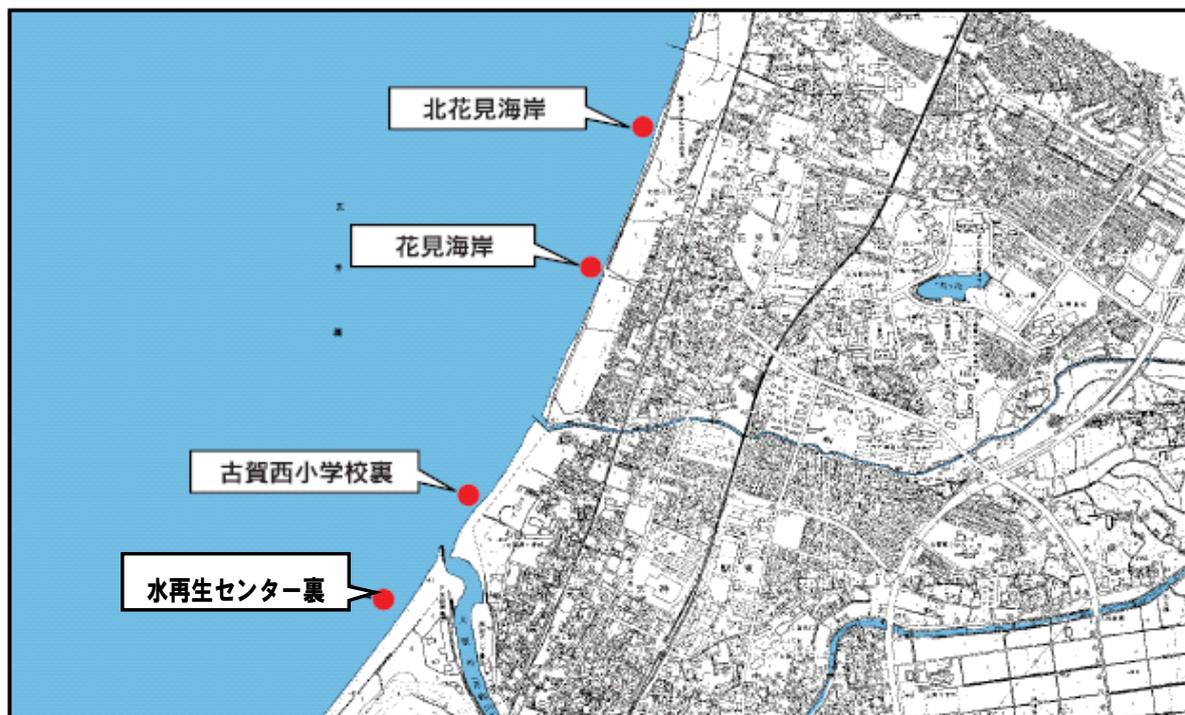


図6 海水域水質調査地点位置図

(資料：環境課)

表14 水浴場判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (水深 1m 以上)
	水質 A 100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (水深 1m 以上)
可	水質 B 400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質 C 1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

(資料：環境課)

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 15 海水域水質調査結果（令和 6 年度）

調査日：令和 6 年 5 月 20 日

調査項目		pH	透明度	塩素イオン	COD	一般細菌	ふん便性大腸菌群数	油膜	水質判定
		(-)	(m)	(mg/l)	(mg/l)	(個/ml)	(個/100ml)		
北花見海岸	午前	8.2	1.0 以上	20,000	2.3	26	2 未満	無	B(可)
	午後	8.1	1.0 以上	18,000	2.5	20	2 未満	無	
花見海岸	午前	8	1.0 以上	19,000	2.4	102	4	無	B(可)
	午後	8.1	1.0 以上	19,000	2.2	76	2 未満	無	
古賀西小学校裏	午前	8.1	1.0 以上	20,000	2.3	7	2 未満	無	B(可)
	午後	8.1	1.0 以上	18,000	2.3	43	2 未満	無	
水再生センター裏	午前	8.1	1.0 以上	20,000	1.8	12	2 未満	無	B(可)
	午後	8.1	1.0 以上	20,000	2.5	28	2 未満	無	

(資料：環境課)

表 16 海水域水質調査結果（COD）

調査地点	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
北花見海岸	2.3	1.5	1.6	1.8	2.4
花見海岸	1.9	1.4	1.6	2.0	2.3
古賀西小学校裏	1.8	1.3	1.8	1.8	2.3
水再生センター裏	1.8	1.2	1.5	1.8	2.2

※原則、毎年 5 月に調査を実施している。

(単位：mg/l)

(資料：環境課)

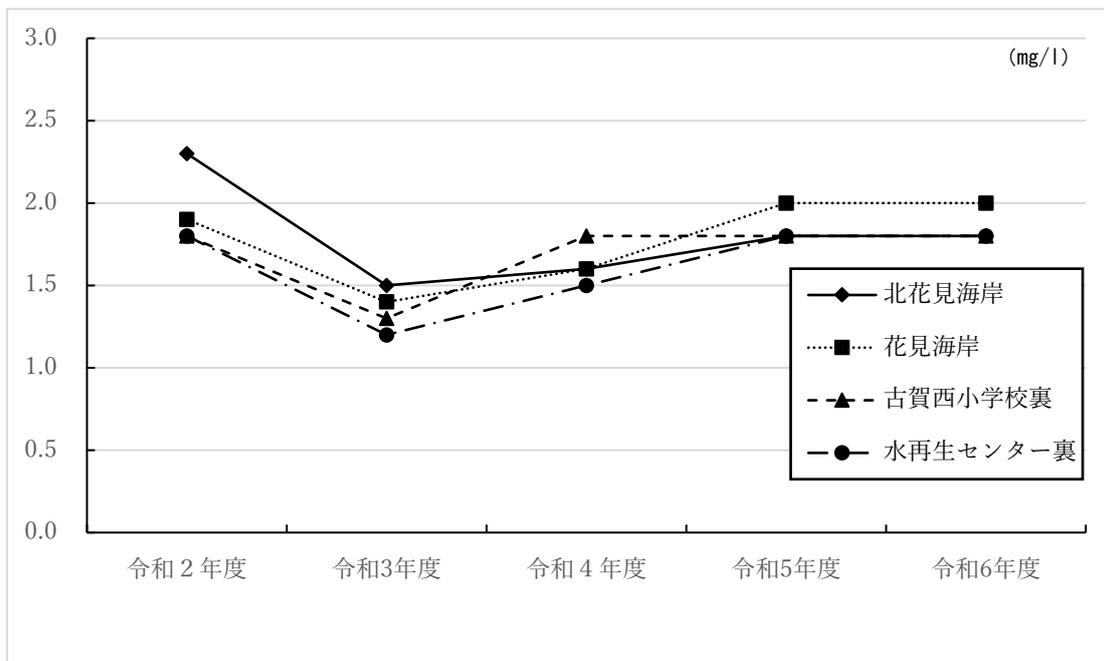


図 7 海水域水質調査結果（COD）

4. 環境目標ごとの進捗状況

6) 地下水水質に係る資料

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、古賀市内で健康項目における環境基準を超過した地点はありません。

なお、基準超過などが見られた場合には、福岡県と連携・協力して対応していきます。

表 17 地下水概況調査（福岡県実施）

調査項目	実施年度	平成 28 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
	調査地区	薦野	小山田	筵内	
	深さ(m) 環境基準	40	51	30	
健康項目	カドミウム	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	全シアン	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	鉛	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	六価クロム	0.05 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ヒ素	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	総水銀	0.0005 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	アルキル水銀	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	P C B	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ジクロロメタン	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	四塩化炭素	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	トリクロロエチレン	0.03 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	チウラム	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	シマジン	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	チオベンカルブ	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ベンゼン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	セレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	3.3	4.0	3.1
	ふっ素	0.8 以下	0.1	0.09	定量下限値未満
	ほう素	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満

※1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）については、シス-1,2-ジクロロエチレンに替わり、新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として追加された。（H21 年 11 月 30 日環境省告示）

※1,1-ジクロロエチレンについては、地下水環境基準における基準値が 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更された。（H21 年 11 月 30 日環境省告示）

※カドミウムについては、地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に変更された。（H23 年 10 月 27 日環境省告示）

※平成 27 年度、平成 29 年度～令和元年度、令和 4 年度の調査対象井戸に、市内の井戸はない。（資料：平成 29、令和 3,4 年度版 公害関係測定結果 福岡県）

2-3. 魅力ある景観・まちなみの保全

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
簡易除却した違反広告物の件数	69件 (2022年度実績)	67件	現状維持	★★★
不法投棄パトロール回収量	21t (2022年度実績)	9t	減少	★★★

2) 令和6年度の取組

(1) 良好なまちなみの形成

①景観形成事業の推進

事業者との協議により、いずれの届出行為も景観形成基準に適合したものとなりました(新規:14件、変更:1件)。今後も、届出対象行為の把握に努めます。

②屋外広告物に対する適正管理・是正

未申請や未更新の屋外広告物の設置者に対して申請の勧奨を実施しました。今後、老朽化した広告物の倒壊リスクの把握に努めます。



簡易除却した違反広告物

③空き家・空き地の適切な管理に関する啓発

周辺環境に悪影響を及ぼしている空き家や空き地の所有者に対して、啓発文書を送付しましたが、所有者が不明で連絡が取れないケースもありました。今後も、状況の把握や関係機関との連携を進めながら、適切な対応に努めていきます。

また、空き地の適正管理について必要に応じて指導・助言を実施しました。

④街路樹の適切な維持管理

街路樹の維持管理のため剪定(高木・低木)を行いました。

(2) まちの美化の推進

①河川・海岸における美化活動の推進

関係機関と連携して、不法投棄禁止の看板の設置をはじめ河川・海岸にごみをポイ捨てされない環境づくりを推進しました。

また、市民・事業者による河川・海岸の一斉清掃の開催、ボランティア等の清掃活動への支援を行いました。(令和6(2024)年度ラブアース・クリーンアップは雨天により中止)

②道路における美化活動の推進

行政区協力の下、道路等の除草作業を行う道路環境美化を春(5・6月)秋(10・11月)に実施しました。加えて、アダプトプログラム登録団体や清掃ボランティア等による市道の不法投棄物回収に係るごみ袋の提供及び回収支援を行いました。



大根川一斉清掃

③公園における美化活動の推進

清掃活動を行う市民へごみ袋を配布しました。

4. 環境目標ごとの進捗状況

④不法投棄対策の推進

不法投棄防止について市職員及び委託業者によるパトロール活動を実施しました。また、地域・警察と連携を図りながら不法投棄をさせない環境づくりを推進しました。

⑤除草剤の適正使用についての普及啓発

住宅地等での農薬や除草剤の適正使用について、市ホームページ等で普及啓発を行いました。

3) 今後の取組

今後も他部署と連携・協力し、良好なまちなみの形成に取り組むとともに、空き家・空き地の適切な管理の啓発については、関係機関との連携を深めながら、適切な管理に関する啓発や指導に取り組んでいきます。

また、まちの美化活動についても、市民や関係機関と連携しながら啓発活動や清掃活動への支援を進めていきます。

2-4. 快適な生活環境の形成

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
生活環境苦情件数	93件 (2022年度実績)	52件	減少	★★★★
犬・猫に関する苦情件数 (※)	43件 (2022年度実績)	21件	減少	★★★★

(※) 苦情内訳: 令和6(2024)年度: 犬に関する苦情11件、猫に関する苦情10件

(※) 苦情内訳: 令和4(2022)年度: 犬に関する苦情21件、猫に関する苦情22件

2) 令和6年度の取組

(1) 環境に関するモラルの向上

①市民・事業者へのマナーの普及啓発

野焼きや不法投棄等について、市民・事業者のモラル及びマナー向上を目的とした啓発活動を広報こが等を通じて実施しました。

(2) 苦情・汚染等発生時の適切な対応

①生活環境苦情の対応

野焼き等の生活環境苦情に対して宗像遠賀保健福祉環境事務所や警察、消防署等の関係機関と連携し、対応しました。

4. 環境目標ごとの進捗状況

② 土壌汚染や水質事故など問題発生時の対応

県や関係部署と連携し被害防止や原因の除去等の対応を行いました。

(3) ペット等の適正飼育

① 適切な飼育方法の普及啓発

令和6(2024)年度は、動物愛護に関する啓発を5回実施しました(畜犬飼い主への狂犬病集団予防接種案内はがき送付1回、市広報への掲載2回、環境パネル展における啓発1回、市公式 SNS による啓発1回)。

② 動物愛護に関するボランティア活動の推進

サポーター活動は、適正飼育や地域猫活動の啓発・サポート、ペットと暮らす高齢者へのサポートなどがあり、令和6(2024)年度末で8名のサポーターが登録しています。その一環として、ペットと暮らすシニアの備えサポート制度に基づいて令和6(2024)年度に1件訪問調査を行いました。

③ 地域猫活動の取組推進

猫ボランティアとの連携により、野良猫の情報収集や地域への地域猫活動の制度説明を行い、理解の普及に努めており、令和6年度末で登録団体数は前年度から2団体増加し、81団体となりました。

3) 今後の取組

犬や猫に関する制度周知や啓発の結果、相談件数及び苦情件数は減少しています。今後も、人と動物が共生できるまちづくりをめざし、愛護動物の適正飼育の啓発を通して、飼い主のマナー向上、動物愛護の推進に努めます。また、飼い主のいない猫に関しては猫の数を減らしていく活動の推進を行い、動物愛護及び快適な住環境の確保に努めます。

(4) 気候変動

-ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応したまち-

令和 32(2050)年までのゼロカーボンシティの実現をめざして、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの最大限活用、地球温暖化対策に関する啓発活動などを推進します。

また、地球温暖化に起因する気候変動の影響に対して、適応していくための取組を並行して進めます。

(取組の方向性)

(施策)

3-1.
温室効果ガスの排出を抑制・削減する
緩和策の推進

- (1) 地球温暖化対策に関する基盤的対策
- (2) 再生可能エネルギー等、CO₂排出ゼロのエネルギーへの転換
- (3) エネルギー起源 CO₂の削減対策

3-2.
気候変動の影響に備える適応策の推進

- (1) 自然災害による被害の防止・軽減に関する取組の推進
- (2) 暮らしや健康への影響に関する適応策の推進
- (3) 自然環境や生態系の変化状況の把握・対応

4. 環境目標ごとの進捗状況

3-1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
市域の温室効果ガス総排出量の削減割合※	375 千t-CO ₂ 2013年度比 24.7%削減 (2020年度実績)	379 千t-CO ₂ 2013年度比 24.0%削減 (2022年度実績)	2013年度比 49%削減	★☆☆
本市の啓発イベントで「デコ活」に賛同した市民等の数(延べ)	0人 (2022年度実績) ※「デコ活」は2023年度より集計。	688人 (2024年度実績 688人)	3,000人以上 (2024~2033 年度の累計値)	★★☆
住宅における太陽光発電設備導入率	15.6% (2022年度実績)	18.9% (2024年度実績)	25%以上	★★☆
EVやPHEV、FCV等の次世代自動車の普及率	1.5% (2022年度実績)	0.5% (2024年度実績)	10%以上	★☆☆
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	7施設 (2022年度実績)	9施設 (2024年度実績)	増加	★★★
公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合	5471.3t-CO ₂ 2013年度比 42.0%削減 (2022年度実績)	7047.4t-CO ₂ 2013年度比 25.2%削減 (2024年度実績)	2013年度比 54%削減	★☆☆

※市域の温室効果ガス総排出量の削減割合については、国等の公表データを用いて推計するため、2022年度分の数値が直近の実績となります。

2) 令和6年度の取組

(1) 地球温暖化対策に関する基盤的対策

①市民や事業者の環境意識の向上

サステナフェス、健康福祉まつり、わくわくフェスタ、出前講座、広報こが等において、「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の啓発を行い、それぞれ個人が今後実践していくCO₂を減らすエコな活動を宣言するデコ活宣言を688件集めました。

②脱炭素社会の実現に向けた基盤整備

令和6(2024)年度環境省「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」に採択され、市内事業者の脱炭素経営を支援する「古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム」を構築しました。

(2) 再生可能エネルギー等、CO₂排出ゼロのエネルギーへの転換

①再生可能エネルギーポテンシャルの最大限活用

古賀市ほか近隣2市5町の共催で事業者向け脱炭素セミナーを開催し、脱炭素経営、企業の脱炭素の取組、温室効果ガスの可視化、省エネ対策等についての講演を行い、47社が参加しました。

4. 環境目標ごとの進捗状況

また、市民向けの ECO チャレンジ応援事業を通じ、シェアリング電気自動車や EV スクーターの利用促進を行いました。

②公共施設における再生可能エネルギーに関する取組

令和6(2024)年度中に、古賀東中学校へ太陽光発電設備が導入されたことにより、公共施設の再生可能エネルギー導入施設数は現在9施設となりました。

③CO₂排出実質ゼロの電気・燃料の利用促進

市民向けの ECO チャレンジ応援事業を通じ、再生可能エネルギー由来の電力購入の促進を行いました。

(3) エネルギー起源CO₂の削減対策

①省エネ対策等、エネルギー使用の合理化によるCO₂排出量の削減

古賀市温室効果ガス排出量可視化システム導入費補助事業を実施し、市内企業1社が可視化システムの導入を行いました。

また、各種イベントにおいてうちエコ診断体験会を実施し、うちエコ診断のWEB診断を110件実施しました。加えて、市民向けのECOチャレンジ応援事業を通じ、うちエコ診断WEBサービスの利用促進を行いました。



うちエコ診断のようす

②スマートムーブの普及による運輸部門の脱炭素化の促進

広報こがでデコ活の紹介を行い、徒歩、自転車での移動や公共交通の利用促進及び次世代自動車の普及促進を行いました。また、電動アシスト自転車導入実証事業補助金事業により、子育てにかかる経済負担の軽減及びゼロカーボン推進の啓発を図りました。

③地域特性に応じたデジタル技術を活用した脱炭素化の取組

情報系端末更新時に全端末無線 LAN 化し、会議などのペーパーレス化を推進しました。

④まちづくりにおけるCO₂排出量削減対策

グリーン購入の推進及び街路灯やJR駅の照明についてLED化の推進を行いました。

加えて、古賀駅周辺開発において、脱炭素社会の実現及びエネルギー利用の合理化に寄与するまちづくりに関する検討を行いました。

⑤市職員の日常業務に関する取組(省エネ・省資源)

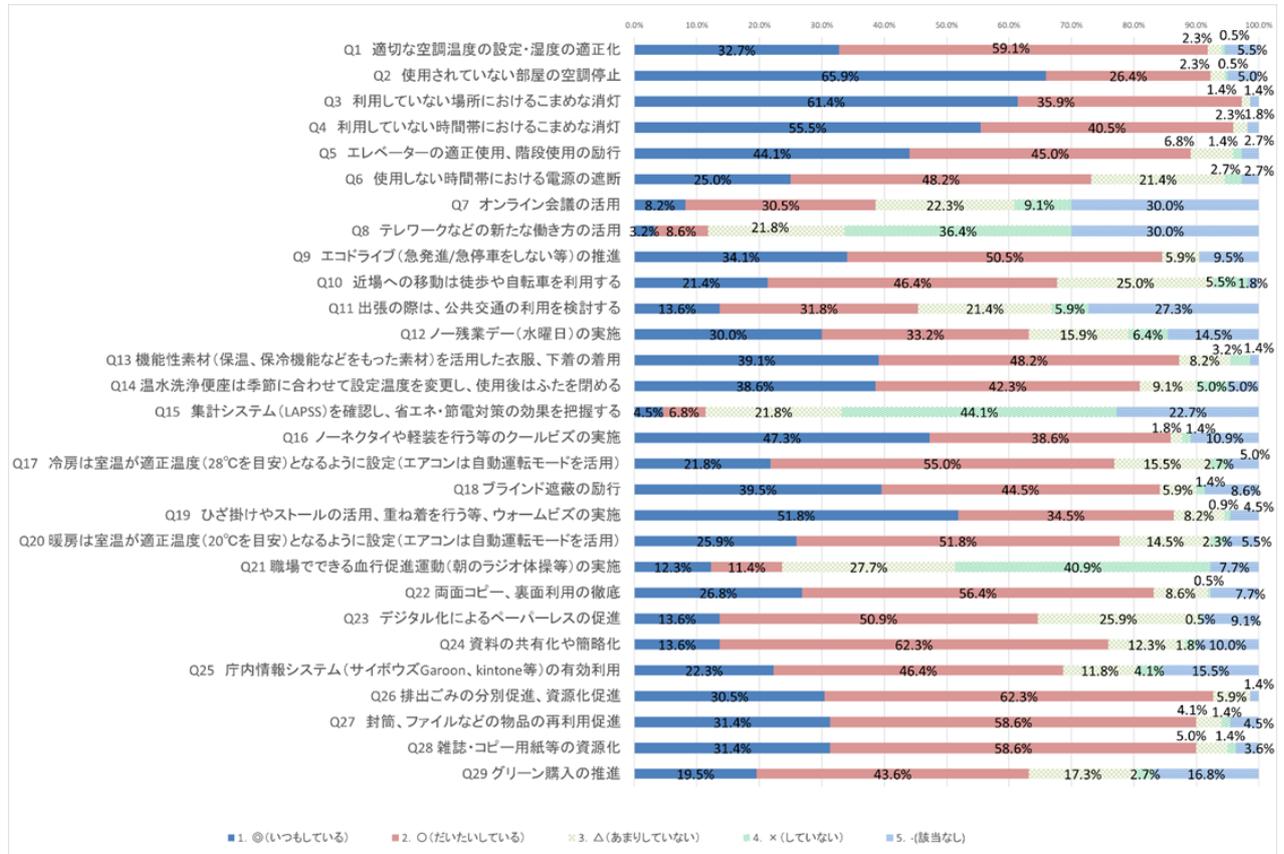
日常業務において職員一人ひとりが省エネ・省資源化行動に取り組むよう周知を行い、節電や空調の適正使用、ごみの分別、印刷時の裏紙使用など、日常業務における省エネ対策や省資源化に関する取組を継続的に実施しました。その他、会議資料の電子化や申請手続のデジタル化検討など、ペーパーレス化・DX化を推進することで、業務の効率化及び温室効果ガス排出量の削減も図りました。

また、全職員を対象に、取組状況についてのアンケート調査を実施しました(回答者220人)。アンケート結果では、空調、照明、事務機器の省エネ、排出ごみの分別・資源化促進に関する取組については、「いつもしている・だいたいしている」という回答者が9割を超えています。

一方で、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(LAPSS)を活用した省エネ・節電対策の効果の把握やテレワークなどの新たな働き方の活用に関する取組については、「いつもしている・だいたいしている」という回答者が他の項目に比べて少ないことから、活用の周知を行う必要があります。

4. 環境目標ごとの進捗状況

【アンケート集計結果】



⑥公共施設における設備機器の保守・省エネ運転に関する取組

施設等の管理者による設備機器の保守点検・管理やエコチューニング等の省エネ運転の実施に努めました。

今後も引き続き取り組むとともに、施設及び設備機器の劣化状況等を考慮しながら更新時期を検討し、施設等の省エネ化を図ります。

⑦公共施設及び設備機器更新に関する取組

シルバー人材センター及び、クロスパルこが、街路灯やJR駅前広場などの照明のLED化を推進しました。また、市内小中学校においても照明のLED化及び人感センサーへの更新を行いました。

今後も耐用年数や劣化状況、経済性等を考慮しながら計画的に設備の更新を実施していきます。

3) 今後の取組

広報や環境イベント等を活用した周知啓発を行い、市民一人ひとりが日常的に取り組める脱炭素につながる行動を促進します。加えて、「古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム」を活用し、市内企業の脱炭素経営の支援を行うことで脱炭素社会の実現に向けた基盤整備を強化し、近隣自治体・関係機関と連携することで、地域全体での温室効果ガス削減を推進します。今後は、「デコ活宣言」の取り組みを市民に留まらず、市内事業者にも広げることで、より広範な脱炭素活動の推進を図ります。

4. 環境目標ごとの進捗状況

また、公共施設から排出される温室効果ガスの削減を図るため、職員の日常業務に関する取組、設備機器の保守・省エネ運転や設備更新に関する取組についても継続的に進めていきます。

3-2. 気候変動の影響に備える適応策の推進

1) 令和6年度 of 取組

(1) 自然災害による被害の防止・軽減に関する取組の推進

① 気候変動による自然災害への適応

令和6(2024)年度においては、市全体で防災・減災、施設の老朽化対策、森林整備など、多岐にわたる取り組みを推進しました。

防災分野では、出前講座や校区防災訓練を通じて災害に関する知識や地域の危険箇所の周知を図りましたが、一部では災害等の影響により訓練の実施が見送られた地域もありました。各小学校には防災倉庫を設置し、1日3食・3日間で1,500人分(合計13,500食分)の備蓄食を確保しています。また、防災用自家発電装置の定期点検と燃料補充を行い、非常時の電源確保体制を整備しました。特に、自家発電設備については、今後も災害時に確実に稼働できるよう、定期的な更新が必要です。

避難所機能の強化にも取り組み、体育館への空調設備の整備に向けて検討を進めた結果、停電時にも稼働可能なガス式空調を中学校区に1校導入する方針を決定しました。さらに、指定緊急避難場所である施設については、その機能が維持されるよう継続的な管理と周知を実施しました。

また、施設の保守管理については、専門業者による点検を委託し、その報告に基づいて機能の維持管理を適切に実施しています。特に、経年劣化が進む施設では、必要な修繕をその都度行い、施設の安全性と利便性を確保しています。古賀市生涯学習センターについては、建築年の異なる3棟の建物を対象に、老朽化対策を中長期的な視点で計画的に進められるよう、古賀市生涯学習センターの長寿命化計画を策定しました。

農林分野においては、森林所有者の意向を確認のうえ、「荒廃森林整備事業」として22.63ヘクタールの間伐を、「水源涵養森林整備事業」として1.3ヘクタールの除伐を実施しました。ただし、一部の所有者からは事業への同意が得られておらず、今後は事業内容をより分かりやすく丁寧に説明していく必要があります。

加えて、河川の浚渫工事を実施し、水害の発生リスクを軽減する取り組みも進めました。

これらの取り組みを通じて、地域の安全・安心の確保と持続可能なまちづくりの推進に努めました。

(2) 暮らしや健康への影響に関する適応策の推進

4. 環境目標ごとの進捗状況

①暮らしや健康に関する影響への適応

福岡県等から発信される病虫害発生予察情報について、農業団体と情報共有を図りました。また、熱中症に関しては、広報こがや市公式ホームページ、出前講座等により情報発信を行い、症状や応急処置、予防法を周知啓発しました。併せて、公共施設6施設を涼みどころ及びクーリングシェルターとしての指定を行いました。

地球温暖化により影響を受けると想定される感染症に関しては、福岡県感染症発生動向調査感染症週報による情報収集と市内での情報共有を図りました。また、各種感染症の定期予防接種について、市ホームページ、広報紙、個別通知等により周知し、接種を実施しました。さらに、福岡東医療センターが実施する福岡東医療センター感染症勉強会について広報紙で市民周知を図るとともに職員が出席し、感染症に関する情報を収集し流行対策について学習しました。



涼みどころの指定施設

(3) 自然環境や生態系の変化状況の把握・対応

①自然環境や生態系の変化への適応

地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響は既に顕在化しているため、気候変動による生物多様性への影響の把握や情報収集に努め、今後必要な施策を検討します。

2) 今後の取組

気候変動の影響が起因する異常気象に伴う災害の被害を軽減するために、引き続き古賀市総合防災マップや校区防災訓練等で災害危険箇所や避難についての周知を行います。また、自家発電装置や各施設の定期的な更新や必要に応じて修繕を行い、施設の安全性と利便性の確保を推進していきます。

また、暮らしや健康への影響に関する適応策については、今後も気候変動の影響について県や専門機関等と情報を共有し、対策に向けた講座の開催や広報こがや等を通じた情報発信を行います。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(5) 資源循環

-4Rを推進するごみの少ないまち-

限りある資源を有効に活用するため、4Rの取組を推進し、ごみが少なく、資源が循環するまちをめざします。

(取組の方向性)

(基本的な取組)

4-1

家庭における4Rの推進

(1) 4Rの普及促進

(2) ごみの減量の推進

(3) 資源化の推進

4-2

事業所における4Rの推進

(1) ごみの減量と資源化の推進

4-1. 家庭における4Rの推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
1人1日当たりの生活系 ごみ排出量	556.2g (2022年度実績)	560.4g	528.4g以下	★☆☆
リサイクル率	16.6% (2022年度実績)	17.4%	20.0%以上	★★☆

《参考:福岡県「令和6年版環境白書」》

	1人当たり排出量	再生利用率
ごみ処理状況	888g/日(2023)	21.3%(2023)

※令和5(2023)年度数値は速報値。

※再生利用率=(集団回収量+直接資源化+中間処理後再生利用量)/ごみ総排出量×100%

2) 令和6年度の取組

(1) 4Rの普及促進

① 4Rの普及促進

サステナフェスやまちづくり出前講座、市ホームページや広報こが等を通じて、4Rの推進に向けた情報発信及び普及啓発を行いました。

(2) ごみの減量の推進

① 食品ロス削減に向けた取組の推進

4. 環境目標ごとの進捗状況

家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、まとめて団体等へ寄贈を行うフードドライブ事業を実施しました。(令和6(2024)年度実績:1111kg)

②生ごみ減量に向けた取組の推進

環境展で生ごみ減量に効果的な水切りやマイバックの使用等について啓発を行いました。

さらに、リーパスカレッジにて成人向けを対象としたダンボールコンポスト講座を行いました。



ダンボールコンポスト講座

③プラスチックごみを減量するための啓発促進

令和6(2024)年度はサステナフェスを通じて、プラスチック代替商品である環境配慮型容器のバガスワールド容器(竹とバガスの混合素材からできた植物性由来の製品)の普及促進を行いました。

(3) 資源化の推進

①分別収集の推進

出前講座を通じて古紙や剪定枝、廃食油や小型家電などの分別による資源化について啓発を促進しました。また、分別収集の日程表を記載した「ごみ収集カレンダー」の作成・配布などにより分別収集の啓発を行いました。



市役所駐車場で分別収集

②分別状況の把握

地域の役員を対象に資源ごみの分別について理解を深めること及び現状確認や意見交換を目的として「分別収集困りごと講座」を実施しました。(令和6年度実績:3回)

③分別品目等の検討

火災の原因となりうるリチウムイオン電池の取り扱いについて古賀清掃工場構成市町調整会議にて検討を進めました。

3) 今後の取組

各イベントを活用して、家庭における4Rの普及促進や生ごみとプラスチックごみを削減できるように、市民への啓発を引続き行っていきます。また、家庭系ごみの資源化率を上げるため、継続的に広報こがや市ホームページを活用した情報発信を行うとともに、必要に応じて「家庭ごみの出し方パンフレット」の内容の見直しなどを行います。分別品目等についての検討も引き続き行っていきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

4) 廃棄物及びリサイクルに係る資料

ア ごみ処理の現状

令和5(2023)年度に策定した「第3次ごみ処理基本計画」をもとに、「1人1日当たりの生活系ごみの排出量の削減」と「1日当たりの事業系ごみの排出量の削減」、「リサイクル率の向上」を目標に、ごみの排出量の増加を抑制しながら、ごみの減量と資源化を推進しました。

1人1日当たりの生活系ごみの排出量については、令和5(2023)年度に比べて令和6(2024)年度は減少しています。生活系ごみの排出抑制及び資源ごみの分別の徹底などについては、引き続き工夫を凝らした啓発を行う必要があります。

1人当たりの事業系ごみ排出量(+)については減少しています。事業系ごみの排出抑制をさらに推進していくにあたり、事業所間において排出抑制の取り組みを共有することが重要であり、ごみ減量化推進優良事業所認定などを通じて優良事例の周知を行う必要があります。

リサイクル率(%)については、令和5(2023)年度に比べて令和6(2024)年度は増加しています。主な要因として、ごみ総排出量に占める可燃ごみの減少に加え、廃食油などのリサイクルが増加していることがあげられます。

表 18 ごみ処理の現状

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A	人口(人)	59,694	59,565	59,346	59,241	59,249
B	ごみ総排出量(t)	19,608	19,432	19,217	18,544	17,835
C	リサイクル総量(t)	2,711	2,557	3,184	3,045	3,098
D	リサイクル率(%) : リサイクル総量÷ごみ総排出量×100	13.8	13.2	16.6	16.4	17.4
E	1人1日当たりの生活系ごみ排出量(g)	545	528	556	571	560
F	1人当たりの事業系ごみ排出量(t)	21.19	21.80	19.64	16.82	15.66

※人口については、各年度9月末日時点の住民基本台帳を使用している。

※A:ごみ総排出量 = 生活系ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ) + 事業系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ) + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量 + 浄化槽・脱水汚泥量

※古紙類集団回収奨励金廃止に伴い、令和5年度からB、Cに奨励金実績分(令和4年度実績値:約332t)が計上されていない

※リサイクル総量 = 資源化総量(古賀清掃工場) + 集団回収量(古紙類) + 古賀清掃工場外資源化総量(剪定枝他)

(資源化総量 = 焼却施設残渣資源化量 + リサイクルプラザ資源化量 + リサイクルプラザ直接資源化量)

※令和4年度からリサイクル総量に山元還元(溶融飛灰から亜鉛などの非鉄金属を回収し再使用)分を計上している

※各数値の端数処理の関係上、内訳と合計値の間で±1の誤差が生じる場合がある。

(資料:環境課)

4. 環境目標ごとの進捗状況

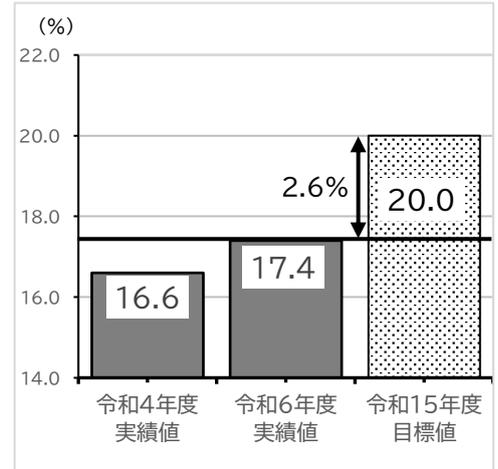
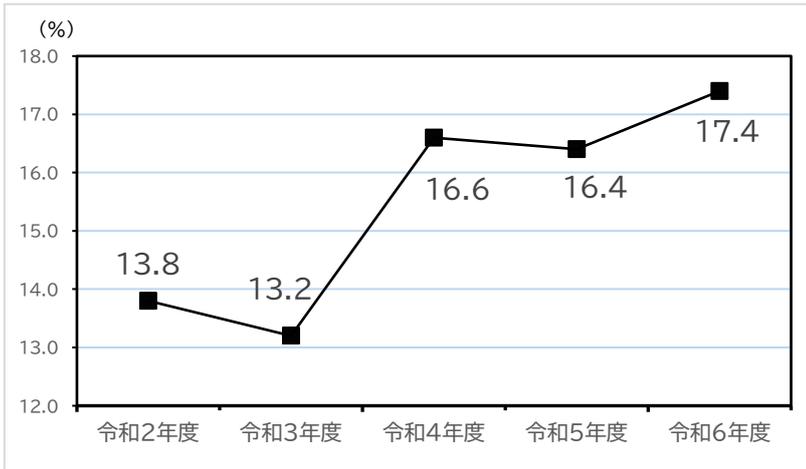
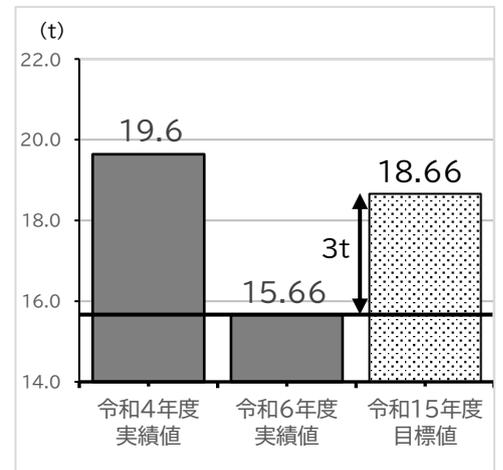
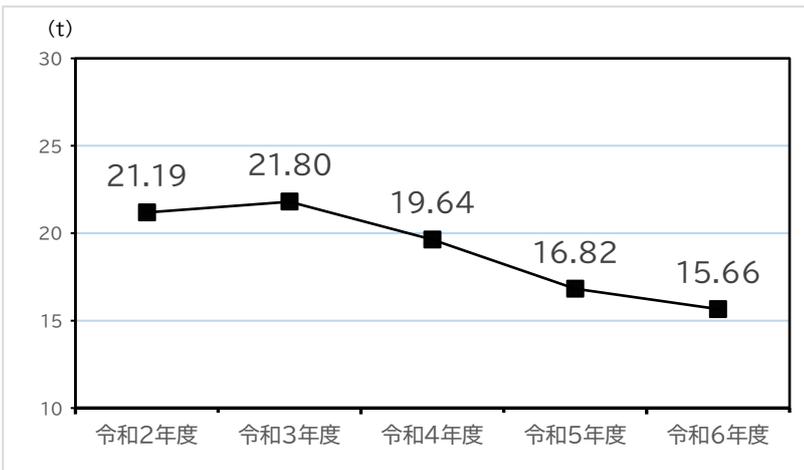


図8 リサイクル率 (%) の推移と目標値



(g) 図9 1人当たりの事業系ごみ排出量 (t) 推移と目標値

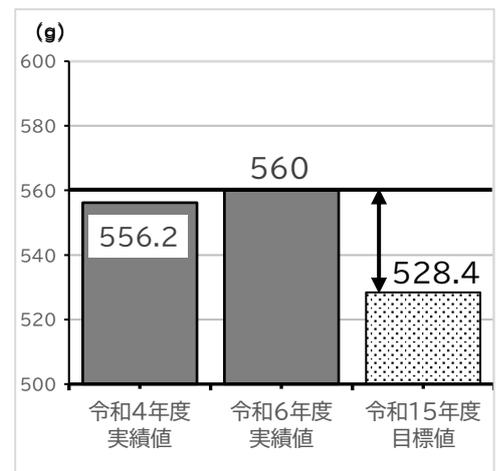
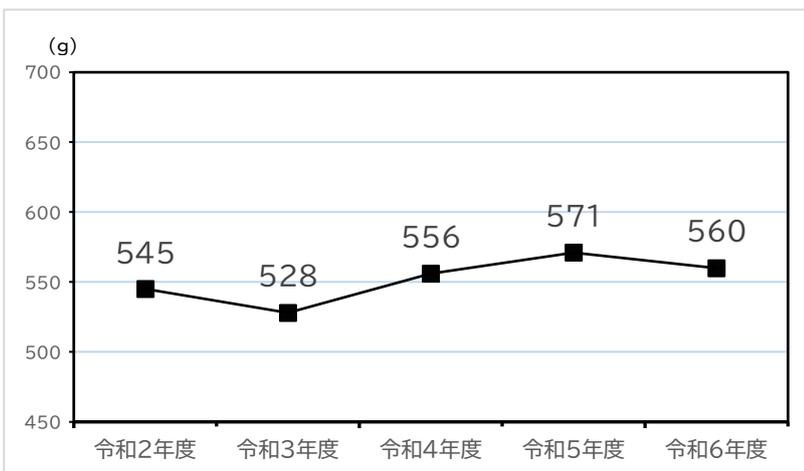


図10 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g) の推移と目標値

4. 環境目標ごとの進捗状況

イ 一般廃棄物の排出抑制のための方策

◆生ごみ減量対策

市のイベント等で生ごみの水切りや食品ロスについて啓発を行います。また、市民向けダンボールコンポスト講座を開催します。

◆再資源化対策

①地域別分別収集

資源としてリサイクルできるものを地域別分別収集会場において月1回の分別収集を実施します。

②分別収集特設会場

エコロの森(玄界環境組合立古賀清掃工場)において、月3回の指定日に実施している分別収集特設会場だが、資源ごみ回収の機会を増やすため、新たに令和2(2020)年10月より指定日に市役所正面駐車場にも特設会場の設置を行っています。エコロの森会場においては、併せて古紙回収も行っています。

③古紙回収倉庫

市内4箇所を設置している回収倉庫において、古紙の回収を行います。

④資源回収ボックス

市内23箇所に設置している回収ボックスにおいて、紙パック・プラスチック製容器包装・ペットボトルの回収を行います。

⑤廃食用油の回収

一部の公共施設における窓口回収に加え、回収ボックス設置による廃食用油の回収を実施します。

⑥小型家電回収ボックス

市内7箇所に設置している回収ボックスにおいて、小型家電の回収を実施します。

⑦剪定枝再生利用促進

家庭から出る剪定枝の再生利用促進のため、令和2(2020)年11月より、民間事業者施設(株)林田産業 グリーンリサイクルセンター)への直接搬入を推進しています。

⑧小型充電式電池回収ボックス

古賀市役所環境課に設置している回収ボックスにおいて、小型充電式電池を回収します。

⑨使用済みインクカートリッジ回収ボックス

市内3箇所に設置している回収ボックスにおいて、使用済みインクカートリッジの回収を実施します。

⑩家庭用パソコン及び小型家電の宅配回収

リネットジャパンリサイクル株式会社との協定により、宅配便にて行うパソコン及び小型家電の回収を実施します。

◆事業系ごみ対策

①事業系一般廃棄物の適正処理

事業系一般廃棄物の適正排出及び適正な手数料負担について、市は継続して推進するとともに、事業者及び一般廃棄物許可業者が関連法令及び市の計画等に従い廃棄物の適正な排出及び処理を行うよう指導します。

②多量排出事業者に対する啓発・指導

事業系一般廃棄物の多量排出事業者等に対して、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成、提出を義務づけます。

③事業所訪問

事業所から排出されるごみの適正処理・減量・資源化の指導をする。また、優良事業所認定のための情報収集を行います。

◆ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発

①広報誌等による情報発信

ごみの分け方・出し方及びごみ減量・リサイクル等に関する啓発を広報こが・市ホームページ等で、情報を発信

4. 環境目標ごとの進捗状況

し、ごみ減量意識の向上を図ります。

②出前講座の実施

ごみの減量等に関して関心のある市民に対し情報を提供します。

③街頭啓発の実施

環境パネル展等の市イベントにおいて、マイバッグ運動をはじめとした啓発を実施し、ごみ減量化・資源化を推進します。

④施設見学の推進

ごみの処理状況を直接見て体験することによってごみの減量や分別意識の向上につなげるために、ごみ処理施設の見学、体験学習を推進します。

◆収集体制

市民がごみの減量及び再生利用また分別に取り組むことにより、適正処理に努められるよう収集体制づくりを進めます(収集における市民サービスの向上)。

◆不法処理防止

①不法投棄防止対策

不法投棄をなくすため、市民・事業者と一体となり、不法投棄されない環境づくりを進めるため、市民・事業者にもラルやマナーの向上をめざし、啓発・指導を強化します。

②野外焼却の防止

法律で禁止されている野外焼却を防止するために、関係機関と連携し、市民・事業者への啓発・指導を強化します。

◆清掃活動

①清掃活動支援

地域自治会清掃・ボランティア清掃等の自主的な美化運動を支援・促進します。

②市内清掃イベント

ラブアース・クリーンアップ等、市内一斉清掃イベントを実施し、市内の環境美化とごみに対する意識を高めます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 19 一般廃棄物の種類及び収集形態・搬入先について

種類及び分別の区分		収集形態 (収集回数)	収集運搬主体 (収集運搬を実施する者)	搬入先 (処理方法)		
ごみ	家庭系	可燃ごみ	戸別収集 (週 2 回)	古賀清掃工場 (焼却)		
		粗大ごみ	戸別収集 (毎月指定日 (有料))	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) ※陶磁器のみ 古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
		資源ごみ	びん			拠点収集 (月 1 回 (地域)) (月 3 回 (エコの森)) (指定日 (市役所駐車場))
			ガラス			
			飲料缶			
			金属混合物			
			蛍光管			
			乾電池			
			ペットボトル			
			プラスチック製容器包装			
			梱包材			
			紙パック			
		陶磁器				
		スプレー缶				
	古紙	拠点収集 (その都度)	再生業者	再生資源化施設 (再資源化)		
	廃食用油		JBRC 指定運搬業者			
	小型充電式電池		日本郵便			
	使用済みインクカートリッジ		—			
	剪定枝等	拠点収集 (受入れ可能日時)	—	(株)林田産業 グリーンサイクルセンター (再資源化)		
	特定家庭用機器	—	引取義務店・協力店または 許可業者	指定引取場所		
パソコン	—	指定運搬業者	再生資源化施設 (再資源化)			
不燃物 (陶磁器等)	—	—	古賀市不燃物埋立地 (埋立)			
事業系	可燃ごみ	個別収集 (その都度) ※1	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)		
	不燃ごみ					
	集団回収	集団回収団体が収集 (その都度)	—	再生資源化施設 (再資源化)		
その他	し尿	戸別収集 (月 1 回)	許可業者 (古賀衛生工業) (コスモス環境) (環境開発工業)	古賀市海津木苑		
	浄化槽汚泥	戸別収集 (その都度) ※2				
	し渣・し尿汚泥	-	委託業者	古賀清掃工場 (焼却)		
	小動物死体	戸別収集 (その都度)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却)		

※1 事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

※2 浄化槽法の定めにより収集する

4. 環境目標ごとの進捗状況

4-2. 事業所における4Rの推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
1日当たりの事業系ごみの排出量	19.64t (2022年度実績)	15.66t	18.66t以下	★★★

2) 令和6年度の取組

(1) ごみの減量と資源化の推進

①実態把握調査の実施

令和7(2025)年2月から、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、再生利用業の指定を導入しました。

②事業者に向けた指導啓発

4Rの推進に向け、事業者にごみの減量・資源化や再生利用等に関する情報提供、指導及び啓発を行いました。また、事業者のグリーン購入について普及啓発し、推進しました。

③優良事業者への表彰制度の活用

令和6(2024)年度は、廃食油や古紙、食品トレーなどの資源回収、衣料品入荷時のハンガー納品の削減など、ごみ減量のための取組を幅広く積極的に実施している株式会社サンリブ古賀店をごみ減量化推進優良事業所として認定しました。

④生ごみ減量に向けた取組の推進

食育をおし、給食(食事)の食べ残しが少なくなるよう取り組む中でも出てしまう残さについては、堆肥化したものを学校や地元農家さんなどへ譲り有効活用できるよう進めています。

3) 今後の取組

事業系ごみの減量と資源化について、ごみ処理と資源化に関する啓発と情報提供を行うとともに、継続的に適正な排出・処理の指導等を実施していきます。また、事業者に対し、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所の認定と特に優れた事業所を表彰することで、ごみ減量意識の向上を促します。

生ごみ減量の取組については、生ごみ減量に関する啓発が形骸化することがないように、また、近年大きな問題になっている食品ロスについても、削減できるように市民への啓発を行うとともに、出てしまうごみの堆肥化等、有効活用方法を検討、推進していきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(6) 環境意識と行動

-みんなが環境について考え、行動するまち-

環境保全活動に主体的に参加し、積極的に環境に配慮した行動に取り組める人材を育成する環境教育や支援を推進します。一人ひとりが自ら行動し、みんなで考え、連携・協力できるまちをめざします。

(取組の方向性)

(基本的な取組)

5-1

環境に配慮した行動の促進

- (1) 環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発
- (2) ワンヘルスを意識した行動の促進
- (3) 多様な主体による環境美化活動の促進

5-2

環境教育の充実

- (1) 学校における環境教育への支援
- (2) 多様な主体への学習の場の提供
- (3) 環境教育を行う担い手の育成

5-3

環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化

- (1) 古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)との連携による環境保全活動の推進
- (2) 多様な主体が交流する機会の創出

5-1. 環境に配慮した行動の促進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
環境保全活動に参加している市民の割合(※)	25.7% (2022年度実績)	35%	50%以上	★★☆

(※) 環境保全活動への参加を「いつも実行している」、「たまに実行している」人の割合の合計(市民アンケートより把握)

2) 令和6年度 of 取組

(1) 環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発

① 環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発

市ホームページや LINE を用いて各種講座等の周知を行いました。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(2) ワンヘルスを意識した行動の促進

① 学校教育におけるワンヘルス意識の醸成

小中学校では、ワンヘルスの考え方から、人の健康、動物の健康、環境の安全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていく教育を進めています。人権教育副読本『いのちのノート』を活用した授業では、「ワンヘルスとは?」と題して、人と動物・自然のつながりについて理解を深めました。

加えて、古賀東小学校にて「ヤギプロジェクト」が始動しました。校区コミュニティや PTCA と協力しながらヤギを育て、命の尊さや動物の生態について学んでいます。休み時間や生活科の学習で子どもたちがふれ合う機会もあり、コミュニティ活動補助金等を活用して運営されています。

② ワンヘルスの啓発・推進

市内の小中学生とその保護者を対象として親子で学ぶ環境講座「親子で学ぶワンヘルスと馬のふれあい体験」を令和6(2024)年11月16日に開催しました。ワンヘルスの基本方針等についての話をした後、福岡県馬術競技上で馬とのふれあい体験を行い、人と動物のかかわり方について体験して学ぶことができる講座を行いました。



馬とのふれあい体験

③ 食生活改善推進事業における啓発

出前講座や小中学生への食育活動(みそづくり、スタンドアローン事業と連携した調理実習、子ども料理教室、年間を通じて「食育たより」の発行、毎日の給食時間に各校で放送される食に関する放送原稿作成、給食センター見学の実施など)の中で、食を通じた自然の大切さの理解促進に努めました。また、野菜や果物、魚などは、旬ものを食することが、環境にも優しいことを伝える機会となりました。

加えて、コスモス館における農産物販売を通年で行いました。また、「朝どりこがスイーツコーン祭」や「農家直売!軽トラ市」を行い古賀市の農産物のPRを行いました。今後の課題として、積極的なPR活動が必要であることから、新たなPR方法等の検討をコスモス広場利用組合と協議を行っていきます。

④ スポーツ活動の推進

関係機関やボランティア団体と連携し、スポーツ体験会やウォーキング、駅伝大会等を開催しました。

(3) 多様な主体による環境美化活動の促進

① 地域の環境美化活動の推進

環境課にボランティア登録されている方に対して、ゴミ袋の提供及びごみの回収支援を行いました。

② コミュニティ活動への支援

自治会や校区コミュニティが実施する地域の環境美化に関する取り組みを支援しており、令和6(2024)年度も自治会や校区コミュニティにより、道路等の除草作業を行う道路環境美化や松原清掃など、様々な環境美化活動が行われました。

③ アダプトプログラムの活動推進

アダプトプログラムに登録された団体に対して、ゴミ袋の提供及びごみの回収支援を行いました。令和6(2024)年度は新たに2団体の登録がありました。

3) 今後の取組

今後も環境関連イベントを継続的に開催するとともに、市内の環境保全活動や各種講座等についての情報を広報等により周知し、市民や事業者等の環境保全に関する意識の向上や環境活動の参加を推進します。

4. 環境目標ごとの進捗状況

ワンヘルスを意識した行動の促進については、出前講座の開催や市内小中学校での学校教育について資料提供等の支援を行うことで、ワンヘルスの普及を促進します。また、多様な主体による環境美化活動の促進についても、地域の環境美化活動やアダプトプログラムの取り組みの支援を引続き行います。

5-2. 環境教育の充実

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
環境に関する講座等の参加人数(延べ)	1,134人 (2022年度)	3,166人	1,150人以上	★★★

2) 令和6年度の取組

(1) 学校における環境教育への支援

① 学校における環境教育への支援

小学生を対象に大根川親水空間の授業、環境人材バンクによるグリーンカーテン講座の講師の派遣および、千鳥ヶ池公園における生き物観察会を通じた環境学習会の支援を行いました。



ツルレイシ(ゴーヤ)の苗

(2) 多様な主体への学習の場の提供

① 環境に関連する講座の実施

令和6(2024)年度は、2回の出前講座を実施しました。福津市との広域処理を行うことから、今後は様々な主体と連携し、環境について学ぶ機会を提供していきます。

さらに、市民向け講座で令和6(2024)年7月27日に「身近な自然の生きものたち～絶滅危惧種や外来種のことを知っていますか?～」を開催し、15名が参加しました。

加えて、リーパスカレッジにおいて、生ごみをたい肥に変える取り組み、ダンボールコンポスト講座を開催しました。

市民向けに様々な環境講座を開催し、環境について学ぶ場や機会を提供しました。

② 施設見学等を通じた環境教育の充実

市内8小学校を対象にし尿処理学習及び施設見学を実施しました。加えて、行政区、区長会等のし尿処理学習及び施設見学を実施しました。

③ 環境人材バンク制度活用による講座実施

令和3(2021)年度7月に運用が開始された古賀市環境人材バンク制度において、令和6(2024)年度はグリーンカーテン講座について市内小学校3校と千鳥児童センターより申請を受け、計7回のグリーンカーテン講座を実施しました。また、廃食用油を活用したキャンドルづくりを実施しました。令和7(2025)年度も引き続き環境人材バンク制度活用による講座を実施します。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(3) 環境教育を行う担い手の育成

①環境教育を行う担い手の育成

令和6(2024)年度はグリーンカーテン講座と廃油を活用したキャンドルづくりを開催し、計7名の環境アドバイザーが活動しました。

3) 今後の取組

市内の身近な川や池での観察会の開催や、古賀市環境人材バンク制度等を活用しながら小中学校での環境学習の支援を行います。

多様な主体への学習の場の提供については、環境保全が社会全体に関わるものとして理解が深まるよう、必要な知識・技術・態度の獲得をめざした学習の情報や学習の機会を提供していきます。また、児童・生徒や市民の海津木苑への施設見学を受け入れ、生物(バクテリア)が水を浄化する仕組みを通して循環型社会への理解を深めていきます。

環境教育の機会を提供するにあたり、既存の人材を活用し、古賀市環境人材バンク制度を周知、利用を促進するとともに、地域・学校・事業者などのニーズとマッチングができるよう検討していきます。

5-3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	実績	目標値(2033年度)	評価結果
古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)が開催する環境保全・啓発活動への参加人数(延べ)	1,118人 (2020~2022年度の平均値)	1,014人	1,200人以上	★☆☆

2) 令和6年度の取組

(1) 古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)との連携による環境保全活動の推進

①古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)との共働による環境保全活動の推進

ぐりんぐりん古賀との共働により、6月~10月にかけて千鳥ヶ池等における生態系保全事業を実施し、計29名が参加の上、アカミミガメの防除(計8匹捕獲)とツクシオオガヤツリの保全活動を行いました。

加えて、野生鳥獣対策から考える人と自然との共生のもと、アライグマの生態や被害状況について学ぶ「アライグマ丸ごと勉強会」を快生館で開催し、13名が参加しました。

さらに、大根川の生き物調査事業を行い、10名が参加しました。

今後もぐりんぐりん古賀との連携により、環境保全活動を推進していきます。

②古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)の活動周知

「ぐりんぐりんフェスタ」、その他各種イベントにおいて、「ぐりんぐりん古賀」活動紹介、会員募集チラシやクリアファイルを活用した会員募集活動を実施しました。「KOGA環境ひろば」イベントのブース出展をきっかけに入会した会員もおり、「ぐりんぐりん古賀」の活動充実に会員の増加は欠かせないため、各種行事におけ

4. 環境目標ごとの進捗状況

る会員募集活動の継続と募集方法の検討、参加しやすいようなイベントの告知を心がけていきます。

③つながりひろば（市民活動支援センター）における活動周知

つながりひろば（市民活動支援センター）の情報やSNSを活用し、市民活動団体の活動内容やイベントに関する情報発信を行うことで、参加を広く呼び掛けました。また、団体紹介カードや団体紹介スライドショーを常時掲示し、一斉清掃などのイベント案内についても掲示板にて周知するなど、情報発信に努めました。

引き続き、効果的な方法で情報発信を行うとともに、他分野の団体との交流に繋がるよう周知に努めます。

(2) 多様な主体が交流する機会の創出

①多様な主体が交流する機会の創出

市民、ボランティア団体、事業者などの多様な主体が会員となって活動している「ぐりんぐりん古賀」会員間の交流を深めるため、総会後に交流会の機会を設けました。

加えて、古賀市内において様々な環境問題の解決に向けた取組を行っている企業や団体とともに、イオンモールで開催されたサステナフェスに参加し、それぞれの活動状況を紹介したパネル展示や各種ワークショップを行いました。多様な立場の団体がお互いの活動について学び、交流を行いました。

今後も、団体どうしの交流を促進し、活動の環を広げるような場を設けていきます。



サステナフェス会場

3) 今後の取組

共働による環境保全活動の推進については、環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」を中心に会員独自の事業を連携することで、生物多様性の保全や環境教育の推進など、各種環境保全活動を行っていきます。

また、各種イベントや市民活動支援センターの情報、SNS等を活用し、「ぐりんぐりん古賀」への勧誘活動や市民活動団体に関する情報発信を行うとともに、各種事業で会員勧誘及びイベント案内等の情報発信を積極的に行い、さらなる市民活動の環を広げます。また、「ぐりんぐりん古賀」ホームページや啓発物品を使い活動をPRするとともに、活動の報告書を市内各所に配架することにより、インターネットに馴染みがない世代に対しても周知を図ります。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(7)「指標と目標」の評価結果一覧

1) 自然環境

1-1. 生物多様性の保全と再生【11ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
市内の代表的な自然環境における保全活動の実施回数	8回 (2018~2022年度の 平均値)	29回	10回以上	★★★

1-2. 自然の恵みの持続的な享受【13ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
森林施業面積	72.14ha (2018~2022年度 の累計値)	22.63ha	増加 (2018年度以 降の累計値)	★★★
耕地面積	446ha (2022年度実績)	438ha	現状維持	★☆☆

1-3. 自然とのふれあいの確保【14ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
生き物とふれあう講座、学習会等の参加人数(延べ)	207人 (2020~2022年度 の平均値)	251人	250人以上	★★★

【環境目標ごとの評価】

自然環境の保全や自然とのふれあいの機会の確保については達成できています。遊休農地の解消や新規就農者の育成等、農地の適正な保全活動を継続します。

4. 環境目標ごとの進捗状況

2) 生活環境

2-1. 大気環境その他の保全【16ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
環境基準 (PM2.5) の達成 長期基準 (年平均)	12.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2019~2021年度 の平均値)	9.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2023年度 実績)	環境基準値以下 (1年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で あり、かつ、 1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	★★★★
環境基準 (PM2.5) の達成 短期基準 (98%目に該当す る日平均値)	29.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2019~2021年度 の平均値)	20.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2023年度 実績)		★★★★
道路交通騒音の環境基準 達成率	98.2% (2020~2022年度 の平均値)	99.4%	100%	★★★☆☆

2-2. 水質の保全【20ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
河川・海域における水質の 環境基準達成率	96.3% (2020~2022年度 の平均値)	100%	100%	★★★★
汚水処理人口 普及率	98.43% (2022年度実績)	99.2%	100%	★★★☆☆

2-3. 魅力ある景観・まちなみの保全【31ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
簡易除却した違反広告物の 件数	69件 (2022年度実績)	67件	現状維持	★★★★
不法投棄パトロール回収量	21t (2022年度実績)	9t	減少	★★★★

2-4. 快適な生活環境の形成【32ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
生活環境苦情件数	93件 (2022年度実績)	52件	減少	★★★★
犬・猫に関する苦情件数	43件 (2022年度実績)	21件	減少	★★★★

【環境目標ごとの評価】

環境基準達成率や苦情件数等、多数が目標を達成しています。目標値に達成していない項目についても、基準年度よりも改善傾向にあり、目標値に向けて達成実績を伸ばしています。

4. 環境目標ごとの進捗状況

3) 気候変動

3-1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進【34ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
市域の温室効果ガス総排出量の削減割合	375 千t-CO ₂ 2013年度比 24.7%削減 (2020年度実績)	379 千t-CO ₂ 2013年度比 24.0%削減 (2022年度実績)	2013年度比 49%削減	★☆☆
本市の啓発イベントで「デコ活」に賛同した市民等の数(延べ)	0人 (2022年度実績) ※「デコ活」は2023年度より集計。	688人 (2024年度実績 688人)	3,000人 (2024~2033 年度の累計値)	★★☆
住宅における太陽光発電設備導入率	15.6% (2022年度実績)	18.9% (2024年度実績)	25%以上	★★☆
EVやPHEV、FCV等の次世代自動車の普及率	1.5% (2022年度実績)	0.5% (2024年度実績)	10%以上	★☆☆
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	7施設 (2022年度実績)	9施設 (2024年度実績)	増加	★★★
公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合	5471.3t-CO ₂ 2013年度比 42.0%削減 (2022年度実績)	7047.4t-CO ₂ 2013年度比 25.2%削減 (2024年度実績)	2013年度比 54%削減	★☆☆

【環境目標ごとの評価】

公共施設における再生可能エネルギーの導入数は増加しており、住宅における太陽光発電設備の導入率も増加傾向にあります。一方で次世代自動車の普及率や温室効果ガス総排出量の削減割合は基準年度よりも悪化しています。2033年度までに目標を達成できるよう、引き続き啓発や取組を継続する必要があります。

4. 環境目標ごとの進捗状況

4) 地球環境

4-1. 家庭における 4Rの推進【39ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	556.2g (2022年度実績)	560.4g	528.4g以下	★☆☆
リサイクル率	16.6% (2022年度実績)	17.4%	20.0%以上	★★☆

4-2. 事業所における 4R の推進【46ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
1日当たりの事業系ごみの排出量	19.64t (2022年度実績)	15.66t	18.66t以下	★★★

【環境目標ごとの評価】

1日当たりの生活計ごみ排出量が基準年度と比較すると悪化していますが、2023年度と比較すると、いずれも改善傾向にあります。目標値達成のために今後も啓発等、継続して取り組む必要があります。

5) 環境意識と行動

5-1. 環境に配慮した行動の促進【47ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
環境保全活動に参加している市民の割合	25.7% (2022年度実績)	35%	50%以上	★★☆

5-2. 環境教育の充実【49ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
環境に関する講座等の参加人数(延べ)	1,134人 (2022年度)	3,166人	1,150人以上	★★★

5-3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化【50ページ】

指標	基準年度の状況	実績	目標値 (2033年度)	評価結果
古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)が開催する環境保全・啓発活動への参加人数(延べ)	1,118人 (2020~2022年度の平均値)	1,014人	1,200人以上	★☆☆

【環境目標ごとの評価】

市内小学校への環境学習の取組等から講座への参加人数は増えていますが、市民が自主的に参加する保全活動や啓発活動への参加については啓発や連携を強化する必要があります。

資料編

1. 用語解説

あ行

◆アダプトプログラム

市民と行政が共同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは、「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいいます。

◆エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

◆エコドライブ

燃料消費量や CO2 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術心がけのことをいいます。

◆SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上での情報発信手法の一つです。

◆汚水処理構想

下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の整備予定区域等を定めるものです。

か行

◆外来生物

もともとその地域にいなかった生物で、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

- ・**特定外来生物**…外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
- ・**侵略的外来種(生態系被害防止外来種)**…侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定しています。また、外来生物法に基づく規制対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象外の外来種も幅広く選定されています。(平成27(2015)年3月に要注意外来生物から名称が変更された。)

◆合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂などから排出される生活雑排水を処理する浄化槽です。(浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈んで分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や集合住宅単位で設置されます。)

◆クーリングシェルター

危険な暑さから避難できる場所として市町村長が気候変動適応法の規定により指定した施設であり、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、あらかじめ公表されている開放可能日等において一般に開放される施設のことです。

- ・**熱中症特別警戒アラート**…都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合等に発表されます。

広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されるものです。

◆ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)

人と自然が共生し、持続的に発展することができる「環のまち」の実現のため、多様な主体(市民・ボランティア団体・事業者・行政など)が、集い、活動する、開かれた共働ネットワークです。

◆グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。

◆玄海国定公園

東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦湊付近までの東西約120kmにわたる福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園です。古賀海岸には白砂青松の海岸線が広がっています。

◆古賀市環境審議会

市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。この審議会では、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、古賀市の報告に基づく計画目標の達成状況、古賀市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

◆古賀市環境政策調整委員会

環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直しや新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それに基づいて環境審議会に報告を行います。

◆古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされており、大きく分けて2つの部分(「事務事業編」と「区域施策編」)から構成されます。この実行計画(区域施策編)では、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について書かれています。

◆古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体に対して策定が義務付けられている計画です。この実行計画(事務事業編)では、古賀市自らの事務及び事業において積極的に地球温暖化対策を行うことにより、地域の温室効果ガス排出量の削減に寄与すること、市内の事業者や市民の模範となることが求められています。

さ行

◆産業廃棄物

法令でその事業者が処理することを義務づけられている燃えがら・汚泥・廃油・廃プラスチック・ゴムくずなど、工場などの事業活動に伴って生じた廃棄物です。

◆GIS

「Geographic Information System(地理情報システム)」の略称であり、地理情報を統合するシステムです。位置に関する複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、高度な

分析や、分析結果の共有・管理もしやすくなります。

◆事業系一般廃棄物

事業活動によって排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものをいいます。

◆循環型社会

製品等が廃棄物等になることが抑制され、循環資源となった場合については適正に循環的な利用が行われることが促進され、また、循環的な利用が行われない循環資源についても適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される社会をいいます。

◆食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育てることであります。

◆食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。農林水産省及び環境省「平成 29 年度推計」によると、日本では、年間 2,550 万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 612 万トンとなっています。

◆COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略称で、海水などに含まれる被酸化性物質（主として有機物）を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものです。

酸化剤によって酸化される物質には無機物もありますが、大部分は有機物ですので、CODは海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっています。

◆smart move (スマートムーブ)

日常生活のさまざまな移動手段を工夫し、CO₂ 排出量を削減しようという環境省の取組をいいます。

◆生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のほか、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念です。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で多様性を捉えており、それぞれ保全が必要となっています。

た行

◆ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用した生ごみ処理器のことです。家庭から出る生ごみを「ピートモス」、「もみ殻くん炭」等の基材とともに段ボール箱に入れ、微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥化を行います。

◆地域猫活動

飼い主のいない猫による糞尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行うおうちとする住民（活動グループ）が主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行う活動です。飼い主のいない猫を不要なものとして排除するのではなく、不妊去勢手術により一代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から飼い主のいない猫がいなくなることをめ

ざします。

◆地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき、自治体からの推薦を受け、都道府県知事から委嘱された推進員が各市町村ごとに設置されています。地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動を推進することを目的に活動しています。

◆中間処理施設

産業廃棄物を埋立て処分する前に、分別・減容・無害化・安定化などの処理をする設備を備えた施設をいいます。

◆デコ活

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(De)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を意味する「活」を組み合わせた新しい言葉です。

2050年カーボンニュートラル及び2030年温室効果ガス排出削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開しています。

な行

◆認定農業者

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等(複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定)が認定した農業者をいいます。

◆農地中間管理機構

農地中間管理機構とは、農地を貸したい農家(出し手)から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ、農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織です。

は行

◆ビオトープ

地域の野生の生きものが暮らす場所を意味します。野生の生きものが生活する場所「ビオトープ」には、さまざまなタイプがあります。人工的に造った池などといった特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともといる野生の生きものが暮らしたり利用したりする、ある程度まとまった場所がビオトープです。

◆BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

河川について環境基準が定められており、その達成状況は 75%値(年間の日間平均値のデータn個をその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目のデータ値)で評価します。

◆PTCA

Parent(親)、Teacher(先生)、Community(地域)、Association(会)の頭文字をとったものです。PTAに地域住民(Community)が加わった「親と教師と地域住民の会」のことです。地域住民が、学校教育に外側からの支援をするだけでなく、地域の子どもたちは地域で育てるという「共育」の気持ちを大切にします。学校・家庭・地域社会の三者が、子どもの教育について緊密に連携した組織をいいます。

◆4R(フォーアール)

3Rは環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組のことで、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字を取っています。これに加えて、ごみ自体を発生させない Refuse(リフューズ)の考え方も重要であることから、古賀市では3R(スリーアール)の前に1R(リフューズ)を加えた4Rを推進しています。

【1】断ろう(Refuse リフューズ)

ごみになる物は発生源から断ちましょう

【2】減量しよう(Reduce リデュース)

ごみとなる物が少なくなるように行動しましょう

【3】繰り返し使おう(Reuse リユース)

使わなくなった物は他に活用する方法を考えましょう

【4】再資源化しよう(Recycle リサイクル)

資源は積極的にリサイクルし、有効活用を進めましょう

ら行

◆ラブアース・クリーンアップ

平成4(1992)年5月に福岡市で開催された「ローマ・クラブ福岡会議 イン九州」を契機に、この会議のテーマである“地球環境と地域行動”の実践活動として、市民・企業・行政が協力し、力を合わせて始めた地域環境美化活動です。

◆類型指定(河川水質調査)

環境基本法では、河川、海域、湖沼等の公共用水域における水質の汚濁に関し、維持されることが望ましい基準(環境基準)を定めることとされています。現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル(類型)を設けることを類型指定といいます。

2. 古賀市環境基本条例

平成16年10月5日

条例第17号

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環(わ)のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

- 第 7 条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前 3 条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかななければならない。

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

- 第 8 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土

壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(公害を除く。)を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第 14 条 市は、環境保全型農業(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年法律第 110 号)第 2 条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。)の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 16 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第 17 条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 18 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第 19 条 市は、市民又は事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第 20 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第 21 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 22 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第 23 条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調全体制等

(環境審議会)

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第 25 条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べるができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第 26 条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第 28 条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例(平成 14 年条例第 26 号)は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第 24 条第 5 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 4 日までとする。

3. 第12期 古賀市環境審議会 委員名簿

(五十音順:敬称略)

氏名	所属等	備考
伊藤 綾	NPO法人エコけん	
上杉 昌也	福岡工業大学社会環境学部 准教授	会長
大賀 祥治	公募市民	
菊次 憲二	福岡県広域森林組合	
上妻 秀典	公募市民	
小山 彰彦	九州大学大学院農学研究院 助教	
佐伯 知康	株式会社 ピエトロ	
渋谷 安広	古賀市農業委員会	
新 博司	福岡県地球温暖化防止活動推進センター長	
須賀 信明	福岡県地球温暖化防止活動推進員	
中山 裕文	九州大学大学院工学研究院 教授	
福原 達人	福岡教育大学教育学部 教授	
山本 節子	古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)	副会長

古賀市環境報告書(令和7年度版)

発行:令和8年1月

発行元:福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

TEL 092-942-1127 FAX 092-942-1291

E-mail kankyo@city.koga.fukuoka.jp